

特定非営利活動法人 (NPO法人)

事務の手引

令和3年6月改訂版

磐田市 自治市民部 地域づくり応援課

はじめに

この手引きは、磐田市内のみに事務所を置く特定非営利活動法人（NPO法人）を設立しようと準備している方及び既にNPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法に基づく諸手続の方法、書類の作成の仕方について説明したものです。

Iには特定非営利活動促進法の概要、書類の提出先等について、IIには法人設立の際の留意点、書類の作成例を、III～VIには法人設立後に必要となる諸手続について掲載しています。

磐田市 自治市民部 地域づくり応援課

【ご注意】

- 1 この手引きは磐田市内のみに事務所を置く法人を対象としています。
- 2 この手引きでは、認定NPO法人制度については示していません。認定NPO法人制度の取り扱いは、静岡県県民生活課にお問い合わせください。

【様式・記載例のダウンロード】

この手引きに掲載した様式、作成例は磐田市ホームページからダウンロードできますので、作成に際してはこちらを御利用ください。

磐田市ホームページ（<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）

「暮らし・手続き」→「地域づくり・交流」→「協働のまちづくり」→「特定非営利活動法人（NPO法人）認証等」

【NPO法人設立等に関する相談（予約制）】

NPO法人設立等に関する相談を、磐田市地域づくり応援課（書類作成）、磐田市市民活動センター「のっぽ」（事業内容）（p I-10 参照）で受け付けておりますので、是非御利用ください。

【令和3年改正版の主な改正点】

- 1 令和3年4月1日付けで行政手続きのお見直しにより、提出書類への押印と副本の提出が不要になりました。また、申請書や届出書の様式にメールアドレスの項目を追加しました。
- 2 その他、所要の変更をしました。



目 次

I 特定非営利活動促進法の概要

1	法律の目的	1
2	法律の特徴	1
3	「特定非営利活動」とは？	1
4	NPO法人とは？	2
5	NPO法人に関する一般的規定	2
6	法人の管理・運営	3
7	所轄庁による監督等	6
8	罰則	6
9	税制上の扱いは？	6
10	認定NPO法人制度	6
11	所轄庁へ提出する申請・届出等一覧	8
12	申請書・届出書等の提出先	9
13	NPO法人設立相談窓口	10

II 特定非営利活動法人（NPO法人）の設立

1	法人の認証・法人成立までの流れ	1
2	法人設立の際のチェックリスト	2
3	所轄庁への認証申請	2
4	認証申請の受理、公告、縦覧	3
5	認証・不認証の決定	4
6	法人の成立（法人登記）	4
7	定款の作成にあたって	4
■記載例	特定非営利活動法人設立認証申請書	7
○作成例	定款	8
○作成例	役員名簿	20
○作成例	役員就任承諾・誓約書	21
○作成例	社員名簿	22
○作成例	確認書	23
○作成例	設立趣旨書	24
○作成例	設立総会議事録	25
○作成例	事業計画書	27
○作成例	活動予算書	28

III 特定非営利活動法人の登記

1	設立の登記	1
---	-------	---

2	設立登記完了届出書及び公開書類の提出	1
3	登記事項に変更があった場合の登記	2
4	その他の登記	2
	【参考】静岡地方法務局 商業法人登記の管轄一覧表	2
■記載例	設立登記完了届出書	3
■記載例	公開書類提出書	4
○作成例	財産目録	5

IV 事業報告書等の備置き、作成、閲覧及び提出

1	NPO法人の情報公開	1
2	事業報告書等、役員名簿及び定款等の提出	2
■記載例	事業報告書等提出書	3
○作成例	事業報告書	4
○作成例	活動計算書	5
○作成例	貸借対照表	9
○作成例	財産目録	10
○作成例	前事業年度の年間役員名簿	25
○作成例	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	26

V 役員の変更

1	役員変更等の届出	1
2	登記	1
■記載例	役員変更等届出書	2
○作成例	役員名簿	4

VI 定款の変更

1	定款の変更	1
2	定款変更の認証申請	2
3	所轄庁の変更を伴う定款変更の認証	3
4	事務の所管が変更になる県内での事務所所在地の変更に係る定款変更	3
5	定款変更の届出	4
■記載例	定款変更認証申請書	5
○作成例	議事録	6
■記載例	定款変更届出書	7
■記載例	定款変更登記事項証明書提出書	8

VII 特定非営利活動法人の解散

◎解散のフロー	1
---------	---

1	解散の事由	2
2	所轄庁の認定	2
3	解散の登記・清算人	2
4	清算終了の届出及び残余財産の帰属	3
5	所轄庁への届出	3
6	残余財産譲渡の認証申請	3
■記載例	解散認定申請書	4
■記載例	解散届出書	5
■記載例	清算人就任届出書	6
■記載例	残余財産譲渡認証申請書	7
■記載例	清算終了届出書	8

Ⅷ 特定非営利活動法人の合併

◎合併のフロー	1	
1 認証申請	2	
2 合併の認証	2	
3 債権者の保護手続	2	
4 合併の登記	3	
5 合併登記完了届出書及び公開書類の提出	3	
■記載例	合併認証申請書	4
○作成例	議事録	5
■記載例	合併登記完了届出書	6

Ⅸ 参考資料

1	NPO法人に対する税制	1
2	税についての問合せ先	3
<関連法規>		
	特定非営利活動促進法	4
	特定非営利活動促進法施行条例	33
	組合等登記令（抜粋）	38
	役員親族排除規定に係る親族図（3親等の範囲の確認）	45
	特定非営利活動促進法施行条例施行細則	46
	非営利法人制度比較表	49
	非営利法人制度比較表（税関係）	50

（注）

- 記載例：施行規則で様式を定めている書類で、その記載方法を示しています。
 - 作成例：規則等で様式を定めていない書類で、その作成例を示したものです。
- 作成例を参考に、独自の書式で作成していただいても結構です。

I 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的（法第1条）

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」又は「法」という。）は、「特定非営利活動」を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています。（施行日 平成24年4月1日）

2 法律の特徴

特定非営利活動法人を設立するには、所轄庁（5(3)（p I-3）参照）の認証を受けなければなりません。認証とは、一定の行為又は文書の記載が正当な手続きによってなされることを公の機関が確認・証明することであり、許可主義（法定の要件に加え主務官庁の裁量に委ねられている。）と準則主義（要件を法律で定めておき、主務官庁の裁量はない。）の中間的な制度となっています。

平成24年4月1日に施行された法改正では、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として、所轄庁の変更や活動分野の追加等、認証制度の見直しが、財政基盤の強化を支援するための措置として、所轄庁の認定による新たな認定制度の創設等、認定制度の見直しが実施されました。

また、NPO法成立の背景には、NPO法人に対する行政の監督は、最小限に留め、「NPOは市民自らが監督し、育てていくものだ」という考え方があります。行政がこと細かに指導・監督するのではなく、市民が自らNPO法人の活動を監視していくために、事業報告書、活動計算書や定款等は、磐田市地域づくり応援課（磐田市内のみに事務所を有するNPO法人）で公開するほか、NPO法人はこれらの書類を事務所に備え置き、社員やその他利害関係人からの請求があれば、閲覧させなければならないことになっています。

3 「特定非営利活動」とは？（法第2条第1項、別表）

次に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。これは、法律上一般的に用いられる「公益」と同じもので、「社会全体の利益」を意味します。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動

- (14) 情報化社会の発展を図る活動
 - (15) 科学技術の振興を図る活動
 - (16) 経済活動の活性化を図る活動
 - (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (18) 消費者の保護を図る活動
 - (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※静岡県では(20)の活動については、定めていません。

4 NPO法人とは？

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれにも該当する団体であって、所轄庁の認証を受け、登記を行うことにより成立した法人です。（法第2条第2項）

- ・ 営利を目的としていないこと。

利益を団体の構成員に分配しないということであり、収益事業を行えないということではありません

- ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ・ 報酬を受ける役員が、役員総数の3分の1以下であること。
- ・ 活動が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・ 活動が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ・ 活動が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(2) 認証の基準として、次のような要件があります。（法第12条）

- ・ 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）の統制下にある団体でないこと。
- ・ 10人以上の社員を有すること。

* **社員**：社団の構成員という意味で、**総会において議決権を持つ者**が該当します。雇用する従業員のことでありません。

非営利法人の種類については、特定非営利活動法人のほか、社団法人、財団法人等があります。（pⅨ-49, 50 非営利法人制度比較表 参照）それぞれの団体の運営に適した法人格の取得を御検討ください。

5 NPO法人に関する一般的規定

(1) 原則（法第3条）

NPO法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはならず、また、法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) 名称の使用制限（法第4条）

NPO法人以外の者は、名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使用することはできません。

(3) 所轄庁（法第9条）

NPO法人の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事（政令指定都市の区域内にのみ事務所がある場合は、その政令指定都市の長）とされています。

なお、所轄庁はNPO法に関する事務を所管し、監督権限を持つものですが、静岡県では、事務所の所在地が磐田市、沼津市、富士市、掛川市、藤枝市のみのNPO法人については、認証・監督等の事務権限をそれぞれの市に移譲しています。事務所が磐田市のみにある法人の申請書等の提出先名は、所管市の長である磐田市長となります。

【静岡県が所轄庁となる法人の所管区分は以下のとおりです】

区 分		主 たる 事 務 所 の 所 在 地					
		磐田市	沼津市	富士市	掛川市	藤枝市	県内 (政令指定都市及び左記以外の市町)
従たる事務所 所在地	なし	磐田市	沼津市	富士市	掛川市	藤枝市	静岡県
	主たる事務所と同じ市内のみ	磐田市	沼津市	富士市	掛川市	藤枝市	静岡県
	上記以外	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県

6 法人の管理・運営

(1) 役員

① 理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。（法第15条）

理事は、業務についてNPO法人を代表します（定款により代表権の制限は可能）。（法第16条）

監事は、そのNPO法人の理事や職員を兼ねることはできません。（法第19条）

② 次の欠格事由に該当する場合は、役員になることはできません。（法第20条）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の違反により罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ 暴力団の構成員等
- ・ NPO法第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、取り消された日から2年を経過しない者
- ・ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者〔内閣府令第2条の2〕）

③ 役員に含まれる親族等については、役員総数に応じた人数制限があります。（法第21条）

* それぞれの役員について、配偶者又は3親等以内の親族（以下「親族等」）は1人までしか含むことができず、かつ、役員とその親族等の合計人数は役員総数の3分の1を超えることがで

きません（即ち、役員総数が5人以下の場合は、親族等は含むことができません）。

④ 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。（法第22条）

(2) **総会**（法第14条の2）

NPO法人は、少なくとも年1回以上、通常社員総会を開催しなければなりません。

(3) **その他の事業**（法第5条）

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、「その他の事業」（特定非営利活動に係る事業以外の事業で、利益を上げることが目的とした事業や共益の事業などが該当します。）を行うことができますが、その利益は特定非営利活動事業のために使用しなければなりません。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

法人税法上の収益事業に当たる事業であっても、法別表に掲げる分野の活動に該当し公益の増進を目的に行う事業であれば特定非営利活動に係る事業に区分することができます。

(4) **会計の原則**（法第27条）

NPO法人の会計は、以下の原則に従って行わなければなりません。

- ・ 会計簿は、正規の簿記の原則（注）に従って正しく記帳すること。
- ・ 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて法人の活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ・ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（注）正規の簿記の原則とは、①取引に関して検証可能な証拠に基づいて記帳されていること。

②記録・計算が正確に行われ、体系的に整然と記帳されていること。③法人のすべての活動が網羅的に記帳されていること。

(5) **事業報告書等の作成、備置き、提出、公開**（法第28条、第29条、第30条）

① NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度初めの3か月以内に作成し、翌々事業年度の末日まですべての事務所に備え置かなければなりません。

② NPO法人は、最新の役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をすべての事務所に備え置かなければなりません。

③ NPO法人は、事業報告書等、役員名簿及び定款等を、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

④ NPO法人は、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

* 磐田市の場合、提出期限は、事業年度初めの3か月を経過した日から1週間以内です。

⑤ 所轄庁は、請求があった場合、これらの書類を閲覧又は謄写させなければなりません。

⑥ 磐田市では、市内のみに事務所のある法人について閲覧又は謄写することができます。

また、静岡県県民生活課では、静岡県が所管するNPO法人について閲覧又は謄写することができます。

(6) **定款変更**（法第25条・第26条）

定款を変更するには、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。

この議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。(ただし、定款に特別な定めがある場合には、この限りではありません)

定款の変更には、下表のとおり、認証が必要な事項(表左側)と、総会の議決後に所轄庁へ届出る事項(表右側)があります。なお、認証と届出が混在する申請の場合、認証申請に一本化して申請することも可能です。(詳細は、p VI-1を参照してください。)

定款変更の認証が必要な場合	定款変更の届出で足りる場合
・主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)	・主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
・役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く)	・役員に関する事項 (役員の定数の変更)
・解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)	・解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
・目的	・資産に関する事項
・名称	・会計に関する事項
・特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	・事業年度
・社員の資格の得喪に関する事項	・公告の方法
・会議に関する事項	・法第11条第1項各号にない事項 (合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等)
・その他の事業に関する事項	
・定款の変更に関する事項	

(7) 解散 (法第31条～第32条の8)

NPO法人は、以下の事由により解散します。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (所轄庁の認定が必要)
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立認証の取消し

⑤、⑥以外の事由による解散法人の残余財産は、定款で定めた者に帰属します。定款に定めがない場合、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

(8) 合併 (法第33条～第39条)

NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。手続としては、社員総会の議決を経て、所轄庁の認証を受け、更に債権者保護手続きを経て登記をすることが必要です。

合併によりNPO法人を設立する場合は、定款の作成その他法人の設立に関する事務は、それぞれの法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

7 所轄庁による監督等（法第41条～第43条の3）

- (1) NPO法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、所轄庁はそのNPO法人に対し、業務や財産の状況の報告を求めたり、立ち入り検査を行うことができます。
- (2) NPO法人がNPO法上の要件を満たさなくなると認める場合や、法令違反、定款違反などが認められるときには、所轄庁はその法人に対して、その改善のために必要な措置を採るべきことを命令することができます。
- (3) この改善命令に違反し、他の方法では監督の目的を達成できない場合や、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない場合には、所轄庁は聴聞を経て、設立の認証を取り消すことができます。
- (4) 所轄庁は、NPO法人が暴力団及び暴力団の構成員等の統制下にある団体及び役員が暴力団の構成員等であると疑わしいと認められる場合には、県警察本部長に対して意見を聴くことができます。
- (5) 県警本部長は、NPO法人が、暴力団及び暴力団の構成員等の統制下にある団体及び役員が暴力団の構成員等であると疑わしいと認められる相当な理由がある場合には所轄庁に意見を述べることであります。

8 罰則（法第77条～第81条）

前項の(2)に記載した改善命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処するとしています。

その他、この法律に定められた書類の作成、備え置き、提出等を怠ったり、不実の記載をしたり、報告を行わなかったり、虚偽の報告をした場合などには、NPO法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処するとしています。

9 税制上の扱いは？（法第70条）

NPO法人は、法人税法上「公益法人等」とみなされ、法人税法施行令に規定された34業種の収益事業に対してのみ課税されます。

収益事業か非収益事業かの区分は、特定非営利活動と「その他の事業」の区分とは一致しないため、特定非営利活動であっても、法人税法上では収益事業となる場合がありますので御注意ください。

また、地方税である法人事業税、法人県（市町）民税法人税割も、法人税法上の収益事業に対して課税されます。法人県（市町）民税均等割は収益の有無にかかわらず、法人の存在そのものに課税されます。ただし、静岡県では収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税均等割を減免しており、磐田市においても法人市民税均等割の減免を行っています。

これ以外に、資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられる消費税がありますが、課税期間に係る基準期間（前々事業年度）の課税売上が1,000万円以下の場合は、納税義務が免除されます。

10 認定NPO法人制度（法第44条～第69条）

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき、一定の要件を満たすものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます。

市民や企業からNPO法人への寄附を促すことでNPO活動を支援することを目的として設けられた制度で、認定NPO法人に対し寄附をした個人、法人に対する所得税、法人税の特例措置や、「みなし寄附金制度」などの特例措置があります。また、平成24年4月の法改正で、設立後間もない財政基盤が脆弱なNPO法人をスタートアップ支援するための特例認定制度も創設されました。

認定の有効期間は5年間で、特例認定の有効期間は3年間です。

主な認定要件は次のとおりです。

- 広く一般からの支持（寄附）を受けていること（パブリック・サポート・テストが一定基準以上であることなどで判定します。この実績判定期間は原則直前に終了した年度以前の5事業年度分ですが、新規の申請の場合は、2事業年度分となります。）
- 共益的活動の割合が50%未満であること
- 運営組織と経理が適切であること
- 事業活動の内容が適正であること
- 情報公開を適切に行っていること（NPO法人よりも幅広い情報公開が求められる）
- 法令違反、不正行為その他公益に反する事実がないこと
- 設立の日から1年を超える期間が経過していること
- 欠格事由に該当しないこと

認定・特例認定NPO法人に関する事務は、磐田市ではなく、引き続き静岡県で行います。制度の手引き、パンフレットの御請求、認定基準等の詳細についての御相談は、ふじのくに西部NPO活動センターにお問い合わせください。

*詳細は県ホームページ（ふじのくにNPO <https://www.npo-fujinokuni.jp>）に掲載している「認定特定非営利活動法人事務の手引」をご覧ください。また、認定・特例認定取得についての御相談等は、ふじのくにNPO活動センター（p I-10 参照）にお問い合わせください。

11 所轄庁へ提出する申請・届出等一覧

様式	申請書・届出書等	時 期		手引き頁
1	特定非営利活動法人設立認証申請書 (様式第1号)	法人の設立	事前	II-2,7
2	設立登記完了届出書(様式第5号)	法人設立の登記	登記後遅滞なく	III-1,3
3	役員変更等届出書(様式第6号)	役員の氏名・住所(居 所)の変更	変更後遅滞なく	V-1,2
4	定款変更認証申請書(様式第7号)	法第25条第3項に定 める事項	事前	VI-2,5
5	定款変更届出書(様式第10号)	認証以外の定款変更	変更後遅滞なく	VI-4,7
6	定款変更登記事項証明書提出書 (様式第11号)	定款変更の登記	登記後遅滞なく	VI -2,4,8
7	事業報告書等提出書(様式第12号)	毎事業年度	年度初めから3か月 +1週間	IV-2,3
8	公開書類提出書(様式第13号)	設立、定款変更、 合併	手続終了後遅滞なく (2、6、13と同時)	III-1,4 VI-2, VIII-3
9	解散認定申請書(様式第14号)	目的とする特定非営利活動 に係る事業の成功の不能	事前	VII-2,4
10	解散届出書(様式第17号)	解散	解散後遅滞なく	VII-3,5
11	残余財産譲渡認証申請書 (様式第18号)	残余財産に関する規 定がないとき	解散時	VII-3,7
12	清算人就任届出書(様式第25号)	清算中の清算人の就 任	清算人登記後	VII-3,6
13	清算終了届出書(様式第26号)	清算の終了	清算終了の登記後	VII-3,8
14	合併認証申請書(様式第21号)	合併	事前	VIII-2,4
15	合併登記完了届出書(様式第24号)	合併の登記	登記後遅滞なく	VIII-3,6

12 申請書・届出書等の提出先

(1) 磐田市内のみに事務所を置く法人

磐田市自治市民部地域づくり応援課
〒438-8650 磐田市国府台3-1
TEL 0538-37-4811 FAX 0538-32-2353
E-MAIL : chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp
URL : <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>

(2) 所轄庁(認定・特例認定に関すること)

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館6階
TEL 054-221-3726 FAX 054-221-2642
E-MAIL : shohi@pref.shizuoka.lg.jp URL : <http://www.npo-fujinokuni.jp/>

(3) 政令指定都市・権限移譲市

①静岡市市民局 市民自治推進課 (静岡市内のみに事務所を置く法人)

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538
E-MAIL : shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp

②浜松市市民部市民協働・地域政策課 (浜松市内のみに事務所を置く法人)

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750
E-MAIL : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

③沼津市企画部地域自治課 (沼津市内のみに事務所を置く法人)

〒410-8601 沼津市御幸町16-1
TEL 055-934-4807 FAX 055-931-2606
E-MAIL : kyodo@city.numazu.lg.jp

④富士市市民部市民協働課 (富士市内のみに事務所を置く法人)

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
TEL 0545-55-2701 FAX 0545-53-6663
E-MAIL : si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp

⑤掛川市企画政策部生涯学習協働推進課 (掛川市内のみに事務所を置く法人)

〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1
TEL 0537-21-1129 FAX 0537-21-1164
E-MAIL : kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp

⑥藤枝市市民文化部市民活動団体支援課 (藤枝市内のみに事務所を置く法人)

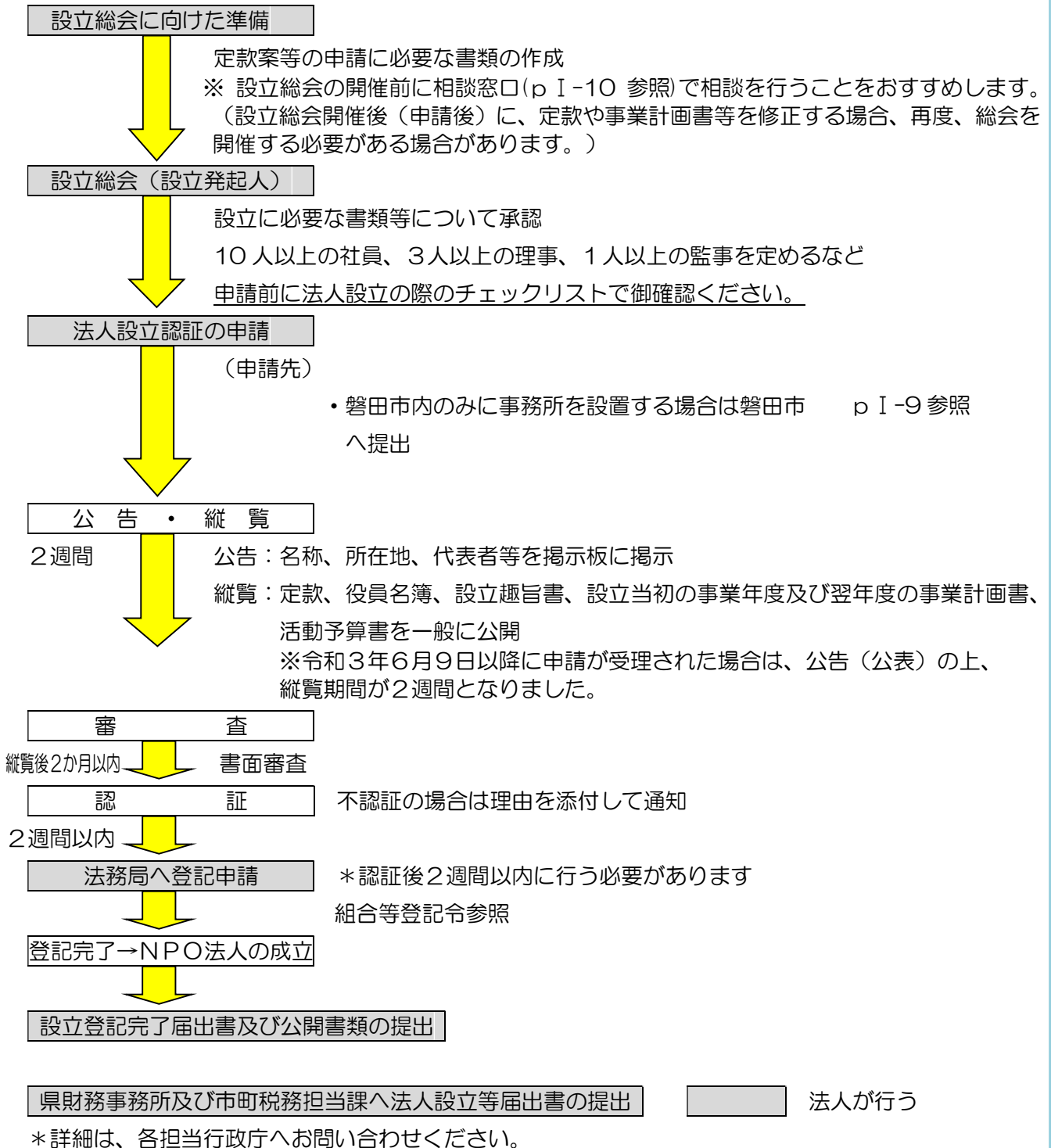
〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1
TEL 054-643-3274 FAX 054-643-3327
E-MAIL : siminkatsudo@city.fujieda.shizuoka.jp

13 NPO法人設立相談窓口

名 称	所在地等	電話・FAX
磐田市役所 地域づくり応援課	〒438-8650 磐田市国府台3-1 本庁舎 2階	TEL 0538-37-4811 FAX 0538-32-2353
	E-MAIL : chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp URL : http://www.city.iwata.shizuoka.jp	
磐田市市民活動センター 「のっぽ」	〒438-0086 磐田市見付2989-3 ワークピア磐田内	TEL 0538-36-1890 FAX 0538-36-2130
	E-MAIL : noppo@iwata-npo.org	
ふじのくにNPO 活動センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階	TEL 054-260-7601 FAX 054-260-7603
	E-MAIL : fnc@shizuokafund.org	

II 特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立

1 法人の認証・法人成立までの流れ



2 法人設立の際のチェックリスト

要件	項 目	チェック
目的	団体の主たる目的が 19 項目の特定非営利活動のいずれかに該当するか	
	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを活動の主たる目的としているか	
	営利を目的としていないか	
	宗教活動を主たる目的としていないか	
	政治活動を主たる目的としていないか	
	政党活動（公職選挙活動等）を目的としていないか	
団体	暴力団もしくはその構成員等に統制されていないか	
社員	社員の資格の得喪に関して不当な条件が付されていないか	
	社員が 10 名以上いるか	
役員	役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 1 / 3 以下か	
	理事 3 人以上、監事 1 人以上いるか（役員欠格事由、親族排除規定あり）	
事業	許認可、登録等を必要とする事業について、各法に定められた要件を確保しているか。 （事業の例） 過疎地有償運送、福祉有償運送、市民農園の開設、旅行業法の適用を受ける体験ツアーやエコツアーなどの企画、介護保険法・障害者自立支援法に基づく事業 等	
	関係する事業を所管する行政の窓口等において、定款の表記について確認しているか。 （事業によっては、定款の事業記載方法に所定の記載が必要とされる場合がある。）	
全体	申請書類について、各書類の整合性がとれているか。 誤字・脱字がないか。	

3 所轄庁への認証申請

(1) 認証申請の前に

NPO法人の認証を受けるには、法で定められた要件を満たしていなければなりませんので、まず上記のチェックリストで御確認ください。

また、NPO法人を設立するにあたっては、社員（会員）の募集、定款の作成、設立総会の開催等の手続が必要です。

なお、認証申請書の提出後、書類に不備等が認められた場合には申請書を取り下げいただくか不認証となる場合があります。

（申請書を受理した日から、2週間に満たない場合、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係る不備について、補正することができます。）

また、ふじのくに西部NPO活動センター、磐田市市民活動センター「のっぽ」（p I-10参照）において相談を受け付けておりますので、設立総会の前に提出書類の原案を作成し、これらの相談を受けることをお勧めします。（申請後の定款等の修正には、再度、総会開催が必要な場合があります。）

(2) 認証申請

次の書類を作成の上、磐田市地域づくり応援課へ提出してください。

①特定非営利活動法人設立認証申請書は、規則に定められた様式のため、p II-7 の記載例に則して作成してください。②定款～⑪活動予算書は作成例を掲載しましたので、これを参考に作成してくだ

さい。特に定款、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書は、設立する法人の設立に至る経緯や、運営方法、今後の運営方針等を検討の上、法人に合った内容で作成してください。

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）	1	Ⅱ-7
②	定款	1	Ⅱ-8
③	役員名簿（氏名、住所又は居所、報酬の有無を記載）	1	Ⅱ-20
④	各役員が <u>特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと*</u> 及び <u>同法第21条の規定に違反しないこと**</u> を誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	1	Ⅱ-21
⑤	役員の住所又は居所を証する書面（申請日前から6か月以内に作成されたもの）	1	
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	1	Ⅱ-22
⑦	<u>特定非営利活動促進法第2条第2項第2号*</u> 及び <u>第12条第1項第3号**</u> に該当することを確認したことを示す書面	1	Ⅱ-23
⑧	設立趣旨書	1	Ⅱ-24
⑨	設立についての意思決定を証する議事録の写し	1	Ⅱ-25
⑩	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	Ⅱ-27
⑪	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	Ⅱ-28

④：*役員^の欠格事由に該当しないこと**役員^の親族等の排除規定に違反しないこと（pⅡ-3参照）

⑤：住民票の写し（コピー不可）*住民基本台帳法の適用に該当しないものである場合は、当該役員の住所又は居所を証する官公署が交付する書面（外国語で作成された書面の場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付）

⑥：法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名、住所又は居所の欄に主たる事務所の所在地を記載する

⑦：*宗教、政治活動を主たる目的とせず、特定の公職の候補者、公職にある者又は政党の推薦、支持、反対を目的とするものでないこと**暴力団でないこと、暴力団又はその構成員の統制下でないこと

4 認証申請の受理、公告、縦覧

提出書類に不備がなければ、申請書は受理されます。申請の受理後、申請があった旨を公告するとともに、受理の日から2週間、定款、役員名簿等を一般の縦覧に供します。

縦覧書類は次の5点です。これらの書類は、磐田市地域づくり応援課において、どなたでも見ることができます。

①定款、②役員名簿（氏名、住所又は居所、報酬の有無を記載）、③設立趣旨書、④設立初年度及び翌年度の事業計画書、⑤設立初年度及び翌年度の活動予算書

公告する事項は、①申請年月日、②NPO法人の名称、③代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的、の5項目で、磐田市役所前掲示場に掲示しています。

認証申請受理後、書類に不備等が認められた場合には申請を取り下げいただくか不認証となる場合があります。（申請書を受理した日から、1週間※に満たない場合、内容の同一性を失わないものであり、

かつ、明白な誤記又は記載漏れに係る不備に限り補正することができます。)

5 認証・不認証の決定

2週間の縦覧期間の満了後、書面審査を行い、2か月以内に認証・不認証の決定が行われます。

NPO法に定められた要件（p II-2 のチェックリストの各項目など）を満たしていれば、認証が行われます。不認証の決定をした場合は、速やかにその理由を付して通知します。

申請書類提出後、認証要件に影響するような書類不備に気付かれた場合、前述したように記載内容の補正を行うことはできませんので、申請を取下げてください。

6 法人の成立（法人登記）

認証通知の交付を受けたら、2週間以内に法務局で登記を行ってください。これにより、NPO法人が成立します。

※登記については、「Ⅲ特定非営利活動法人の登記について」を御覧ください。

法人の設立登記を行ったら、遅滞なく「設立登記完了届出書」及び「公開書類提出書」を提出してください。併せて、県財務事務所及び市町税務担当課へ「法人設立等届出書」を提出してください。

7 定款の作成にあたって

定款は、当該法人の目的、組織、業務執行等に関する基本規則を記載したもので、法人内部の規範として役員、社員、機関（総会、理事会等）及び法人の構成員全員を拘束するという効力も有するものです。

また、民法第34条で「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」とされており、法人が活動するための基本ルールとして非常に重要な働きをします。

(1) 必要な記載事項

定款の記載事項については、法第11条で必ず記載しなければならない事項を次のとおり定めています。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の（従たる）事務所の所在地
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項

- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法

また、法令で定めている原則とは別の特別要件等を定める場合も定款に記載することが必要です。例えば、定款の変更の議決についても法第 25 条では、「社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではない。」としています。この「定款に特別の定めがある」がこれに該当します。

(2) 定款の作成ポイント

NPO法では、「定款の内容が法令の規定に適合していると認められる」ことが認証の基準の一つとなっています。定款を作るときのポイントとして次のようなことがあげられます。

① 法律上の要件に適合していること

前項(1)の必要記載事項が全て記載されているか、NPO法やその他の法令に適合しているか十分確認してください。

② 団体の目的や事業の内容が明確となっていること

団体の活動がどのように社会の利益につながるのかが分かるよう、活動の対象や実施する事業の内容、効果等について具体的かつ明確に記載してください。

③ 団体の運営ルールができるだけ明確になっていること

(1)の必要記載事項以外に何をどのように規定するかは、法人の意思に委ねられています。法人をどのように運営していくのかについてあらかじめルールとして定款の中で定めておけば、役員も社員も安心ですので良く検討してください。またNPO法で規定しているものは重ねて定款に記載する必要はないのですが、運営ルールを透明化しておくという点では、規定しておいたほうがよいものもあります。

④ 外部への情報開示に耐えられること

定款は、一般市民が閲覧することができる書類の一つです。この公開制度は、法人外部の人に定款や事業報告書などを開示することにより、法人の目的や組織の構成、社員資格の得喪の条件などから、その法人の事業内容や運営方法の良否を判断してもらおうというものです。きちんとしたルールを定めれば、それをアピールすることができ、信用性を高めるための要素になります。こうした観点から、誰が見てもわかりやすい表現や構成にすることが定款作成の一つのポイントとなります。

⑤ 組織や活動の柔軟性を失わないこと

定款でどこまで規定しておくべきかは一概に言えず非常に難しい点ですが、法人の運営形態に合わせ活動がしやすいような定款になるよう検討してみてください。

組織の運営ルールのうち最低限これだけは明確にしておいたほうがよいという事項を定款で規定し、その他は理事会や規則に委ねるという考え方もありますが、理事会を頻繁に開けない法人の場合、あらかじめ細部まで定款で規定しておくほうがよい場合もあります。

⑥ 定款変更認証には、設立申請と同様の手続が必要となることを想定すること

定款の変更は総会の議決事項であり、認証が必要な事項の場合、設立の際と同様に所轄庁へ申請

し、認証まで最長3か月の期間がかかるため、変更したい事項が実際に効力を有するまでには相当の期間を要します。

定款の記載内容は、将来的なものも含めて法人の運営方針、事業スケジュールなどに見合ったものにしておく必要があります。

※定款変更には、認証が必要な事項と届出で足りる事項があります。

p II-8から定款の作成例を掲載しますが、NPO法人の活動は、その内容も、運営方法も、法人をとりまく環境も様々です。この例を参考に自分たちの活動や団体の状況にあった定款を作成してください。

(3) 定款作成に当たってのチェック項目

次の項目は各団体で誤りのないよう、よく確認してください。

- ① NPO法に規定された必要記載事項の漏れはないか。
- ② 引用条文（「第〇条の規定にかかわらず…」）や、総会、理事会の権能等に矛盾がないか。
- ③ 誤字・脱字はないか。また第〇章、第〇条、1、(1) …などの数字に重複や欠落はないか。
- ④ 一度音読し、「て」「に」「を」「は」等に誤りがないかをチェック。

定款の作成例

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県磐田市〇〇町〇〇丁目〇番地〇に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県磐田市〇〇町〇〇丁目〇番地〇、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇事業

⋮

<第 条>と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>…必要的記載事項（法11①二）

<第2条>…必要的記載事項（法11①四）

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

<第3条>…必要的記載事項（法11①一）

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条>…必要的記載事項（法11①三）

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

<第5条>…必要的記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

- (2) その他の事業
① △△△△事業
② △△△△事業
⋮

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②一イ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要記載事項（法11①六）

<第12条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

参考：第 4 項…法 19

<第 14 条>

注 1：第 1 項・第 2 項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、その旨を明記することが望ましい。なお、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法 16)。

注 2：第 3 項…副理事長が 1 人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第 5 項…法 18

注 3：監事は代表権を有しない。

<第 15 条>

注 1：第 1 項…必要的記載事項（法 24①（役員任期は 2 年以内において定款で定める期間とする。））

注 2：第 2 項…法人運営の円滑化を図るため、第 13 条において**役員を総会で選任する旨を明記している場合**に限り、法 24②の規定に基づき、任期延長規定を置くことができる。

注 3：第 4 項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に 2 年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第 16 条>

参考：法 22

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

<第17条>

注：役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第1項…法2②一口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要
的記載事項(法11①七)

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているものの以外はすべて総会の議決事項(法14の5)。

なお、法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる(第31条参照)。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある(法14の2)。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をも

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、そ

ってこれを増減することは可能(法14の3②)

<第24条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない(法14の4)。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法25②)。

<第27条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録(規則2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)。

(電磁的記録とは、電子的、磁気的方式で作成された記録。例えば、電子ファイルなどがこれに該当する(規則2)。)

<第28条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法14の7③)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法等。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1)。)受け取る側が内容を紙媒体で打ち出すことができるもの。

参考：第4項…法14の8

<第29条>

の数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）

<第6章>…会議に関する事項は必要の記載事項（法11①七）

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

<第35条>

参考：第2項…法17

否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

<第 7 章>…必要的記載事項(法 11 ①八及び九)

<第 38 条>

<第 39 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は以下のように記載。

例：この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

<第 40 条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 41 条>

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総

瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第 42 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は以下のように記載。

例：この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

<第 43 条～第 45 条及び第 48 条>

注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法 27 一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第 44 条>

注：本条の規定は、予算の決定を総会の権能としている法人において、何らかの事情によりすぐに総会が開催できないなどの場合を想定して理事会の決議で当面の収益費用を講じることができるようにするためのものであり、予算の決定を理事会の権能としている法人については記載を要しない。

<第 47 条>…必要的記載事項（法 11 ①十）

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法 11 ①十二及び十三）

<第 49 条>

参考：法 25

会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)
- ⋮

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2：法 25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）、役員の定数に関する事項（第 12 条参照）、資産に関する事項（第 7 章参照）、会計に関する事項（第 7 章参照）、事業年度（第 47 条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第 8 章参照）、公告の方法（第 9 章参照）をいう。

<第 50 条>

参考：第 1 項…法 31①

第 1 号…法 31①一

第 2 号…法 31①三

第 3 号…法 31①四

第 4 号…法 31①五

第 5 号…法 31①六

第 6 号…法 31①七

第 7 号以下…法 31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第 2 項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となる（法 31 の 2）。

参考：第 3 項…法 31②

<第 51 条>

参考：法 11③、法 32

注 1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法 11③）。

注 2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法 32②③）。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇】に掲載して行う。

【下線部のただし書きの記載例】

①官報に掲載する場合
→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。」

②日刊新聞紙に掲載する場合
→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇新聞に掲載して行う。」

③電子公告とする場合
(法人のホームページ)
→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」
(内閣府 N P O 法人ポータルサイト)
→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。」

※事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても定める場合
→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇新聞に掲載して行う。」

④主たる事務所の公衆の見やすい場所へ掲示する場合
→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

<第 52 条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要（法第 34 条）。

<第 9 章>…必要的記載事項（法 11 ①十四）

<第 53 条>

注 1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注 2：官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法 31 の 10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法 31 の 12④）

注 3：貸借対照表の公告（法 28 の 2）の方法については、①官報に掲載、②日刊新聞紙に掲載、③電子公告、④主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示の 4 つが認められており、この範囲内で他の公告事項とは別に公告方法を定めることができる。

注 4：電子公告の場合、「法人のホームページ」「内閣府 N P O 法人ポータルサイト」等公告する媒体を特定しなければならない。

注 5：複数の手段を重ねて記載することはできるが、「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため認められない。

注 6：掲載期間等については、官報、日刊新聞紙に掲載する場合は掲載回数は 1 度、貸借対照表の要旨で足りる。電子公告の場合は作成の日から起

算して5年経過した日を含む事業年度の末日までの間継続して掲載する。法人の主たる事務所に掲示する場合は1年間掲示する。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 □□□円 (1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ▽▽▽円 (1年間分)

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項(法11②)役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない(第15条注2参照)。

注4 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

【法人設立後、定款変更した場合の改正附則の記載例】

附 則

この定款は、○年○月○日から施行する。 ←変更1回目

附 則

この定款は、△年△月△日から施行する。 ←変更2回目

注1：改正附則は、定款変更の都度、追加する。

注2：設立当初の附則の記載内容は、定款変更をした場合も、変更しない。

(役員名簿作成例)

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
--------------	----------------

住民票の表記どおりに正確に記載してください。

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
副理事長	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
理事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○ △△マンション□号	有 ・ 無
理事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
理事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
監事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
監事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無

- * 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無については該当項目を○で囲む。
報酬を受ける者は役員総数の1/3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

(役員就任承諾及び誓約に関する書面の作成例)

役員就任承諾・誓約書

設立総会開催日以降
～就任日の日付

○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人 ○○○○
設立代表者 ○○ ○○ 様

役員変更等届出書に添付する際は、法人
の「代表者」又は「法人」あてとする

理事、監事全員が提出する
(設立時は理事、監事全員)

住所又は居所 ○○市○○町○番地○
氏 名 ○○ ○○ 印

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないこと
を誓約し、並びに特定非営利活動法人○○○○○○○の { 理事 } に就任することを承諾します。
{ 監事 }

理事か監事のいずれかを記載
理事長、副理事長は、理事と記載

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

* 特定非営利活動促進法施行規則

第2条の2 法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

<NPO法第21条関係>

(役員総数5人以下の場合) 配偶者もしくは3親等以内の親族は含まれることになってはならない。
(役員総数6人以上の場合) 配偶者もしくは3親等以内の親族は、それぞれの役員について、自分以外の役員が1人まで含まれてよい。

- * 設立時は理事及び監事全員（設立代表者を含む）が提出すること。
- * 正本は登記の際に必要なため、申請時には写しを提出する。

(社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面の作成例)

社 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
--------------	----------------

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
2	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
3	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
4	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
5	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
6	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
7	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
8	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
9	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
10	(株) 〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇

- * 1 社員が 10 人以上いることを確認するための書面であるため、社員全員の記載は不要。
- 2 法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を、住所又は居所の欄に主たる事務所の所在地を記載する。
- * 「社員」とは社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことです。

本名簿も含めて公開書類となりますので、電話番号等の不要な個人情報は記載しないでください！（記載が必要な事項は氏名、住所のみです）

(確認書作成例)

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇月〇日に開催された設立総会において確認しました。

*特定非営利活動促進法

第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第12条第1項第3号

当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

設立総会開催日以降
の日付

〇年 〇月 〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所・・・・・・・・

氏 名 〇〇 〇〇

記名押印又は自署

(設立趣旨書作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○ 設立趣旨書

市民の方がわかるように記載してください。

1 趣 旨

◎会を立ち上げることになった社会的な要因や背景、解決すべき問題点等を記述

◎上記をうけて、会の設立や活動内容(どういった活動をしてきたか、今後はどういった活動をするつもりか)等を記述

◎なぜ、特定非営利活動法人化が必要なのか、任意団体での活動の限界性や法人化の必要性等を記述

◎上記から法人化によって、さらにどのような社会貢献活動ができるのか、法人化による発展の展望等を記述

2 申請に至るまでの経過

○年○月 任意団体○○○○設立

○年○月 ○○○作業所を開設

○年○月 特定非営利活動法人化のための勉強会開催

○年○月 発起人会開催

○年○月 設立総会開催

経緯を時系列的に記載

設立総会開催日以降の日付

○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人○○○○○

設立代表者 住所又は居所・・・・

氏 名 ○○ ○○

記名押印又は自署

(設立総会議事録作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○ 設 立 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 ○○年○○月○○日 ○時○○分から○時○○分まで
- 2 場 所 ○○市○○町 ○○会館○○会議室
- 3 出席者数 ○○人

4 審議事項

- 第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○設立に関する件
- 第2号議案 特定非営利活動法人○○○○○定款案承認の件
- 第3号議案 役員選任に関する件
- 第4号議案 ○年度（初年度）及び △年度（翌年度）事業計画案及び活動予算案承認の件
- 第5号議案 設立当初の入会金及び会費の件
- 第6号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認の件
- 第7号議案 事務所の決定に関する事項
- 第8号議案 法人成立時の財産目録の件
- 第9号議案 法人設立認証申請の件

定款で「主たる事務所を○○市に置く」とした場合、事務所をどこに置くか（番地まで）議決しておくことが必要（登記上）

5 議事の経過の概要及び議決の結果

議長として○○○○が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。

第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○設立に関する件

議長より、設立趣旨書を配布し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人○○○○○を設立したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 特定非営利活動法人○○○○○定款案承認の件

議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 役員選任に関する件

議長より、設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、理事に○○氏、△△氏、××氏、監事に□□氏とすることに全員異議なく承認した。また、理事のうち理事長に○○氏、副理事長に△△氏にすることについても、全員異議なく承認した。

第4号議案 ○年度（初年度）及び △年度（翌年度）事業計画案及び活動予算案承認の件

議長より、○年度（初年度）及び△年度（翌年度）事業計画案及び活動予算案を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案 設立当初の入会金及び会費の件

議長より、設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員○○○円、賛助会員○○○円とし、年会費は正会員○○○円、賛助会員○○○円とすることで、全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認の件

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することについて、満場一致で確認した。

【定款において、所在地を最小行政区画（市町）までの記載にとどめる場合】

第7号議案 事務所の決定に関する事項

議長は、当法人の事務所について下記のとおり決定したい旨説明したところ、全員異議なく承認した。

主たる事務所 静岡県△▲市○△町▲丁目○番地△号

従たる事務所 静岡県○○市△○町○丁目▲番地△号○○▲アパート○号

第8号議案 法人成立時の財産目録の件

議長より、設立当初の財産目録案を配布し、全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 法人設立認証申請の件

議長より、法人設立の認証申請をするため、下記事項について諮ったところ、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

- ① 設立代表者は、○○氏とする。
- ② 役員に決定したものは、○年○月○日までに法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面を提出する。
- ③ 役員のうち報酬を受けるものはいない。
- ④ 申請書の軽微な修正については、設立代表者に一任する。

役員名簿の「報酬の有無」と整合性をとること

以上、この議事録が正確であることを証します。

○年 ○月 ○日

定款で定めた方法により記載する
(例：署名、署名押印、記名押印)

議長氏 名 ㊟
議事録署名人氏 名 ㊟
議事録署名人氏 名 ㊟

- * 原本は法人事務所に備え置き、申請には写しを提出すること。
- * 必要に応じて議案を追加すること。

(事業計画書作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○

○○年度事業計画書

1 事業実施の方針

○○年度は、○○事業の実施にあたり○○について調査研究を行い、効果的な実施方法を決める。
また、○○事業、○○事業については、参加人数を増やすため広報を重点的に行う。

2 事業の実施に関する事項

法人の社員、職員の従事予定人数を記載

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
①○○事業	○○に対し、○○を行う。 ○○についてのアンケート調査 ○○イベント	○月 ○月	市内 ○○公民館	○人 ○人	一般○○人 一般○○人	100
②○○事業	○○について各種相談を実施する。	通年	法人事務所	○人	相談希望者 約100人	500
③普及啓発事業	○○研修会の開催	年4回	市内	○人	一般○○人	300
	ホームページ管理運営	随時	法人事務所	○人	不特定多数	

定款に記載した事業名で統一し、事業内容は具体的に記載する

(2) その他の事業

定款に「その他の事業」の定めがなければ、この項目は不要

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
①○○販売事業	○○の販売をする。	通年	法人事務所	○人	100
②○○製作事業	○○の受注生産をする。	随時	法人事務所	○人	150

定款に記載した事業名で統一し、事業内容は具体的に記載する

- * 1 設立(合併)の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね4か月後以降について作成する。
- 3 2事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 4 2(1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。
- 5 2(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。
- 6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

(設立当初の活動予算書作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○○ 活動予算書

(初年度の場合) : 法人成立の日 (○年○月○日を想定) から○年○月○日まで

(翌年度の場合) : ○年○月○日から○年○月○日まで

(単位 : 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	× × × ×		
賛助会員受取入会金	× × × ×		
正会員受取会費	× × × ×		
賛助会員受取会費	× × × ×		
		× × × ×	
2. 受取寄附金			
受取寄付金	× × × ×		
施設等受入評価益	× × × ×		
		× × × ×	
3. 受取助成金等			
受取○○助成金	× × × ×		
受取△△助成金	× × × ×		
		× × × ×	
4. 事業収益			
○○事業収益	× × × ×		
△△事業収益	× × × ×		
××事業収益	× × × ×		
		× × × ×	
5. その他収益			
受取利息	× × × ×		
雑収益	× × × ×		
		× × × ×	
経常収益計			× × × ×
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	× × × ×		
法定福利費	× × × ×		
退職給付費用	× × × ×		
法定福利費	× × × ×		
.	× × × ×		
人件費計	× × × ×		
(2) その他経費			

会議費	××××		
旅費交通費	××××		
施設等評価費用	××××		
減価償却費	××××		
支払利息	××××		
.....	××××		
その他経費計	××××		
事業費計		××××	
2. 管理費			
(1) 人件費	××××		
役員報酬	××××		
給料手当	××××		
法定福利費	××××		
退職給付費用	××××		
法定福利費	××××		
.....	××××		
人件費計	××××		
(2) その他経費	××××		
会議費	××××		
旅費交通費	××××		
減価償却費	××××		
支払利息	××××		
.....	××××		
その他経費計	××××		
管理費計		××××	
経常費用計			××××
当期経常増減額			××××
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	××××		
.....	××××		
経常外収益計			××××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	××××		
.....	××××		
経常外費用計			××××
当期正味財産増減額			××××
前期繰越正味財産額			××××
次期繰越正味財産額			××××

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
2 初年度分は、申請予定日からおおむね4か月後以降について作成する。
3 その他の事業を行う場合には、「その他の事業会計 活動予算書」として別に作成する。
4 不要な科目は、削除する。
5 次期繰越正味財産額は、次期事業年度活動予算書の前期繰越正味財産額と金額が一致することを確認する。

Ⅲ 特定非営利活動法人の登記

1 設立の登記

NPO法人は登記することにより成立するとされており、設立の認証を受けた後、登記を行わなければなりません。また、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ第三者に対抗できません。(法第7条)

登記は、2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならない、また従たる事務所がある場合には、設立の登記をした後2週間以内に従たる事務所の所在地において行わなければなりません。(組合等登記令)

法人設立時に登記すべき事項は以下のとおりです。(組合等登記令第2条第2項、別表)

- (1) 目的及び業務、(2) 名称、(3) 事務所の所在場所(主たるもの及び従たるもの)、
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格(理事)、
- (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- (6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

登記に関する申請書の書式、添付書類等については、組合等登記令を御参照の上、不明な点は最寄りの法務局にお問い合わせください。(pⅢ-2参照)

また法人登記に使用できる文字は、商業登記規則等で定められていますので御注意ください。

設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても設立の登記が行われないときは、設立の認証が取り消される場合があります。(法第13条第3項)

2 設立登記完了届出書及び公開書類の提出

設立登記を行ったら、遅滞なく設立登記完了届出書(下表①)を提出してください。(法第13条第2項、郵送可)

これらの書類と併せて公開書類(下表②)を提出してください。この公開書類は、磐田市地域づくり応援課において、一般からの請求があった場合、閲覧又は謄写させることになっています(法第30条)。

① 提出書類 (登記関係)	提出 部数	手引き 参照頁
設立登記完了届出書 (様式第5号)	1	Ⅲ-3
登記事項証明書(原本)	1	/
設立当初の財産目録	1	Ⅲ-5

② 提出書類 (公開関係)	提出 部数	手引き 参照頁
公開書類提出書 (様式第13号)	1	Ⅲ-4
定款	1	Ⅱ-8
役員名簿	1	Ⅱ-20
初年度及び翌年度の事業計画書	1	Ⅱ-27
初年度及び翌年度の活動予算書	1	Ⅱ-28
認証に関する書類の写し	1	/
設立当初の財産目録	1	Ⅲ-5
登記事項証明書(写し)	1	/

3 登記事項に変更があった場合の登記

登記事項に変更があった場合には、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません。

(1) 定款変更に伴う登記事項の変更

定款変更により目的や事業、主たる事務所の所在地など登記事項に変更があった場合は、定款変更認証後（又は定款変更届出後）、変更の登記を行い、定款変更に係る登記完了提出書及び公開書類を所轄庁に提出する必要があります。（p VI-2参照）

(2) 代表権を有する者の変更に伴う登記事項の変更

代表権を有する理事について、氏名、住所に変更があった場合、及び任期満了後再任された場合は変更の登記が必要となります。また、所轄庁へは役員変更届を提出してください。

*代表権のある役員以外について登記は不要ですが、変更があった場合は所轄庁への役員変更届が必要です。（p V-1参照）

4 その他の登記

NPO法人は、次の場合には主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に登記しなければなりません。

- (1) 合併、(2) 解散、(3) 清算人（代表権を有する者）の就任、(4) 清算終了 など

【参考】静岡地方法務局 商業法人登記の管轄一覧表

庁名	商業法人登記管轄区域	所在・電話番号
浜松支局	磐田市、浜松市、湖西市、掛川市、 菊川市、御前崎市、袋井市、 (周智郡)森町	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎 電話053-454-1396
磐田 出張所	取り扱い無し (証明書発行のみ可)	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎2階 電話0538-32-2618

設立登記完了届出書（様式第5号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第5号(第7条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

設立登記完了届出書

年 月 日

(あて先) 磐田市長

主たる事務所の所在地	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇
届出者 名 称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
代 表 者 氏 名	〇〇 〇〇 記名押印又は自署
電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E - M a i l	〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇.jp

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の設立の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

設立登記年月日

年 月 日

登記事項証明書に記載された設立
登記年月日

公開書類提出書（様式第13号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第13号(第13条関係)（用紙 日本工業規格A4縦型）

公開書類提出書

年 月 日

（あて先） 磐田市長

主たる事務所の所在地 磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇
提出者 名 称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇 記名押印又は自署
電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E - M a i l 〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇.jp

次に掲げる閲覧又は謄写に係る書類について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項の規定により提出します。

設立又は合併の 認証を受けた場合	1 定款 2 役員名簿 3 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 4 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 5 認証に関する書類の写し 6 設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書の写し 7 法人成立時又は合併登記時の財産目録
定款の変更の 認証を受けた場合	1 変更後の定款 2 認証に関する書類の写し
定款の変更に係る 登記をした場合	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し

(注) 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。

該当以外の手続きに関する書類は、削除するか、該当書類の番号に丸を付けてください。

(財産目録作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○ 財産目録

登記年月日

法人設立の日現在 (年 月 日)

科 目		金 額 (単位:円)		
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金		× × ×		
現金	現金手許有高	× × ×		
普通預金	○○銀行○○支店	× × ×		
未収会費	× × 年度会費 × × 名分	× × ×		
.....	× × ×		
流動資産合計			× × ×	左の合計
2 固定資産				
土地	○○所在○平方メートル	× × ×		
建物	○○所在○平方メートル	× × ×		
.....	× × ×		
固定資産合計			× × ×	
資産合計				× × ×
II 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金	○○銀行○○支店	× × ×		
預り金	職員に対する源泉所得税	× × ×		
.....	× × ×		
流動負債合計			× × ×	
2 固定負債				
長期借入金	○○銀行○○支店	× × ×		
退職給与引当金	× × ×		
.....	× × ×		
固定負債合計			× × ×	流動負債 + 固定負債
負債合計				× × ×
正味財産				× × ×

* その他の事業を行う法人は、その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載する。

* 科目は、適宜追加・削除する。

資産合計 - 負債合計
賃借対照表の正味財産と同額

IV 事業報告書等の備置き、作成、閲覧及び提出

1 NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、下記「公開書類」表に掲げた事業報告書等（設立当初から最初の事業報告書が作成されるまでの間は、設立当初及び翌事業年度の事業計画書、設立当初及び翌事業年度の活動予算書、設立当初の財産目録）を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法第28条第1項）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法第28条第3項）。（備置き、閲覧については、パソコン、CD-ROM等を活用し、電子データ等により行うことも可能です）なお、令和3年6月9日以降は役員名簿や社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、名称、代表者氏名）、住所（居所）を記載した書面については、個人の住所（居所）を除いたものを閲覧させることができます。

地域づくり応援課では、NPO法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限り、）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧又は謄写させることとなります。（法第30条）

◎公開書類（法人設立後から最初の事業報告書が作成されるまで）

書 類 名	NPO法人 （※閲覧）	地域づくり応援課 （閲覧又は謄写）
設立当初及び翌事業年度の事業計画書	○	○
設立当初及び翌事業年度の活動予算書	○	○
設立当初の財産目録	○	○
役員名簿	○	○
定款	○	○
認証書の写し（認証に関する書類の写し）	○	○
登記事項証明書の写し	○	○

◎公開書類（最初の事業報告書作成以降）

書 類 名	NPO法人 （※閲覧）	地域づくり応援課 （閲覧又は謄写）
事業報告書等 （毎事業年度初めの3か月以内に作成）	事業報告書	○
	活動計算書	○
	貸借対照表	○
	財産目録	○
	年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	○
社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、名称、代表者氏名）、住所（居所）を記載した書面	○	過去5年間に提出を受けたもの
役員名簿（最新のもの）	○	○
定 款 等	定款（最新のもの）	○
	認証書の写し（認証に関する書類の写し）	○
	登記事項証明書の写し	○

（※閲覧）は社員及び利害関係人に対する閲覧

◎事業報告書等の公開期間

	NPO法人での備置き、閲覧	所轄庁での閲覧・謄写
平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度末日まで	過去5年間に提出を受けたもの
平成29年3月31日以前に開始する事業年度に関する書類	作成の日から翌々事業年度の末日まで	過去3年間に提出を受けたもの

2 事業報告書等、役員名簿及び定款等の提出

NPO法人は、下表に示した事業報告書等を、毎年度地域づくり応援課に提出しなければなりません。（法第29条、郵送可）

事業報告書等の作成例（pⅣ-4以降に掲載）を参考に、法人の運営状況にあわせて適宜作成してください。

また、事業報告書は公開書類ですので、法人を外部にアピールできる貴重な機会と捉え、事業内容が誰からもわかるよう工夫して作成してください。

なお、所轄庁は、3年以上にわたって事業報告書等が提出されないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。

(1) 提出書類

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	事業報告書等提出書（様式第12号）	1	Ⅳ-3
②	事業報告書	1	Ⅳ-4
③	活動計算書	1	Ⅳ-5,6,7,8
④	貸借対照表	1	Ⅳ-9
⑤	財産目録	1	Ⅳ-10
⑥	年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1	Ⅳ-25
⑦	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 〔氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、及び住所又は居所を記載した書面〕	1	Ⅳ-26

(2) 提出期限：毎事業年度終了後、毎事業年度初めの3か月を経過した日から起算して、1週間以内。（3月31日に事業年度が終了する法人＝7月7日）

【注意事項】

※提出部数は、令和3年4月1日からすべて1部です。

※①事業報告書提出は必ず所定の様式（様式第12号）で作成してください。

②～⑦の書類は様式の定めはありませんが、手引き作成例を参考に作成してください。

*データ化作業のため、提出する書類はホチキス留めではなくクリップ留めにご協力ください。

事業報告書等提出書（様式第12号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第12号(第13条関係)（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業報告書等提出書

○年 ○月 ○日

（あて先）磐田市長

事務所の所在地が変わった場合は別途「定款変更届(又は認証申請)」が必要となります。

※定款上、所在地の記載を市町までとしており同じ市町内での移転の場合は、所轄庁へ御連絡ください。

主たる事務所の所在地 磐田市○○町○丁目○番地○
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○ 記名押印又は自署
電 話 番 号 ○○○○-○○-○○○○
E - m a i l ○○○. ○○○○@○○. Jp

次に掲げる前事業年度（○○年 ○月 ○日から △△年 △月 △△日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により提出します。

平成24（2012）年度から提出の根拠法令が変わっています。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(事業報告書作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○

○○年(年度) 事業報告書

1 事業の成果

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

当該年度の事業についてどのように進めたか、
また事業により得られた成果等について記載する。
※個人情報が含まれないように注意してください。

・事業費を事業別に区分している場合に記載してください
・記載する場合には、「事業費の金額」の合計は活動計算書の事業費計と一致します

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
① ○○事業	○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○	○人	一般○人	○○○
② ○○事業	○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○	○人	一般○人	○○○
③ ○○事業	○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○	○人	一般○人	○○○

(2) その他の事業

定款に「その他の事業」の定めがなければ、この項目は不要。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)
① ○○事業	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○○○	○人	○○○
② ○○事業	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○○○	○人	○○○

定款に記載した事業を漏れなく記載してください。(実施しなかった事業については事業内容欄に理由等を記載してください)

- * 1 「事業の実施に関する事項」は、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 2 「受益対象者の範囲及び人数」は、具体的に記載する。
- 3 2(2)は、定款に「その他の事業」の記載がない場合には不要。
- 4 定款に掲載している事業で報告書に掲載していないものは、その理由を記載する。

「その他の事業」とは？
「その他の事業」とは特定非営利活動以外の事業を指します。特定非営利活動の中の「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」や「収益事業」のことではありません！
実際に「その他の事業」を実施するためには定款にその旨記載されていることが必要です。

(活動計算書作成例1) ※定款にその他事業がない場合

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	×××		
正会員受取年会費			
賛助会員受取入会金	×××		
賛助会員受取年会費			
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××		×××
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計		×××	
(2) その他経費			
会議費		×	
旅費交通費		×	
施設等評価費用		×	
減価償却費		×	
支払利息		×	
.....		×	
その他経費計		×××	
事業費計			×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			

.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産の額」と金額が一致することを確認

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認

* 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)	
I 経常収益	
1 受取寄附金	
受取寄附金振替額	×××
.....	
II 経常費用	
2 事業費	
援助用消耗品費	×××
.....	
(指定正味財産増減の部)	
受取寄附金	○○○
.....	
一般正味財産への振替額	△×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

(活動計算書作成例2) ※定款にその他事業が掲げられている場合

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取年会費	×××		
賛助会員受取年会費	×××		
.....		×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
A事業収益			
B事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		

B事業が「その他の事業」に該当する場合の作成例

	福利厚生費	×××		
	×××		
	人件費計	×××		
(2)	その他経費			
	会議費	×××		
	旅費交通費	×××		
	減価償却費	×××		
	支払利息	×××		
	×××		
	その他経費計	×××		
	管理費計		×××	
	経常費用計			×××
	当期経常増減額			×××
III	経常外収益			
	1. 固定資産売却益		×××	
		×××	
	経常外収益計			×××
IV	経常外費用			
	1. 過年度損益修正損		×××	
		×××	
	経常外費用計			×××
	経理区分振替額	×××	×××	×××
	税引前当期正味財産増減額	×××	×××	×××
	法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
	当期正味財産増減額	×××	×××	×××
	前期繰越正味財産額	×××	×××	×××
	次期繰越正味財産額	×××	×××	×××

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認

その他の事業で生じた利益は特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません（法第5条）、次期以降もその他の事業を継続するために必要な資産の額までは、その他の事業に係る会計の中で繰り越すことができます。

* その他の事業を実施しなかった場合は、「その他の事業」欄の数字をすべて0（ゼロ）とした上、脚注に「※今年度はその他事業を実施していません。」と明記してください。
* 貸借対照表及び財産目録については、特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分して表示するかどうかは法人の任意です。その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産の状況を注記として記載してください。

(貸借対照表作成例)

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

当該事業年度
の末日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
III 正味財産の部		
正味財産		×××
(うち前期正味財産)		(×××)
(うち当期正味財産増加額(減少額))		(×××)
負債及び正味財産合計		×××

流動資産+固定資産
財産目録の「資産合計」と一致する
ことを確認

流動負債+固定負債

財産目録の正味財産と同額

- * 1 定款上その他の事業の資産・会計区分がある法人は、その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載する。
- 2 財産目録等との整合性を図ること。
- 3 計算書類に注記を付している場合は、あわせて提出すること。

(財産目録作成例)

当該事業年度の
の末日を記載

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 資産の部	1. 流動資産		
	現金預金		基本的に貸借対照表上の 金額と同額を計上
	手元現金	×××	
	××銀行普通預金	×××	
	未収金	×××	
	××事業未収金	×××	
	流動資産合計		×××
	2. 固定資産		
	(1) 有形固定資産		金銭評価ができない資産 については「評価せず」 として記載
	什器備品		
	パソコン1台	×××	
	応接セット	×××	
	歴史的資料	評価せず ×××	
	有形固定資産計	×××	
	(2) 無形固定資産		貸借対照表の「資産合計」 と一致することを確認
ソフトウェア	×××		
財務ソフト	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産		貸借対照表の「負債合計」 と一致することを確認	
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
××銀行定期預金	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部	1. 流動負債		
	未払金		貸借対照表の「負債合計」 と一致することを確認
	事務用品購入代	×××	
	×××	
	預り金		
	源泉所得税預り金	×××	
	×××	
	流動負債合計		×××
	2. 固定負債		資産合計-負債合計=正味財産 貸借対照表の「正味財産合計」と一致することを確認
	長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

- * 1 定款上その他の事業の資産・会計区分がある法人は、その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載する。
- 2 貸借対照表等との整合性を図ること。

○財務諸表の注記作成例

この例は、「施設等受入評価益」を活動計算書に計上し、「ボランティア受入評価益」は活動計算書には計上せずに財務諸表に注記する方法の例示です。

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によって行います。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

活動計算書に施設の提供等の物的サービスの受入やボランティアの受入を計上したり、財務諸表に注記したりする場合に記載

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

事業を区分していない場合は記載不要

(単位:円)

科目	A事業	B事業	C事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1 受取会費					×××	×××
2 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3 受取助成金等	×××	×××	×××	×××		×××
4 事業収益	×××	×××	×××	×××		×××
5 その他の収益					×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用						
(1) 人件費	×××			×××	×××	×××
役員報酬	×××	×××	×××	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
退職給付費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
福利厚生費						
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費						
会議費	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
減価償却費	×××			×××		×××
支払利息	×××			×××		×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××

3 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によって算定しています。

4 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×△日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

5 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように用途が特定されています。したがって用途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

6 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

7 借入金を増減内訳

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

8 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書) 受取寄附金	×××	×××

委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

9 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・現物寄附の評価

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・重要な後発事象

××年××月××日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

参考) 活動計算書の科目例

計算書類

以下に示すものは、一般的によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまともにも構いません。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1 受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。
正会員受取会費	
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PST（パブリック・サポート・テスト）の判定時に留意が必要。
2 受取寄附金	
受取寄附金	
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。
施設等受入評価益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算

<p>3 受取助成金等 受取助成金 受取補助金</p> <p>4 事業収益 売上高</p> <p>〇〇利用会員受取会費</p> <p>5 その他収益 受取利息 為替差益 雑収益</p> <p>II 経常費用 1 事業費 (1)人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用</p>	<p>定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。</p> <p>補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。</p> <p>事業の種類ごとに区分して表示することができる。</p> <p>販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。</p> <p>サービス利用の対価としての性格をもつ会費。</p> <p>ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。</p>
勘定科目	科目の説明
<p>法定福利費 退職給付費用</p> <p>通勤費 福利厚生費 (2)その他経費 売上原価</p> <p>業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費</p> <p>通信運搬費 消耗品費 修繕費</p>	<p>退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。</p> <p>給料手当、福利厚生費に含める場合もある。</p> <p>販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。</p> <p>講師等に対する謝礼金。</p> <p>車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。</p> <p>電話代や郵送物の送料等。</p>

水道光熱費 地代家賃 賃借料 施設等評価費用 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。 金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。
勘定科目	科目の説明
雑費 2 管理費 (1)人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 (2)その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。

<p>修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料</p> <p>減価償却費 保険料 諸会費 租税公課</p> <p>支払手数料 支払利息 雑費</p> <p>Ⅲ 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益</p>	<p>電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。</p> <p>収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。</p> <p>金融機関等からの借入りに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。</p> <p>過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。</p>
<p>勘定科目</p>	<p>科目の説明</p>
<p>Ⅳ 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正益</p> <p>Ⅴ 経理区分振替額 経理区分振替額</p>	<p>過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。</p> <p>その他の事業がある場合の事業間振替額。</p>

注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金(補助金・助成金)の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金(補助金・助成金)振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額(△)」を勘定科目として記載する。

I 計算書類等

1 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

特定非営利活動促進法が一部改正され、平成24年4月1日に施行されました。この改正法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

■ 活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

■ 貸借対照表

事業年度末における法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

■ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することが可能です。

IV-5～IV-17ページは、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足りるなど、例えば現金預金以外に資産や負債がないようなNPO法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施しているNPO法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別葉表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載すること

とします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注において「今年度はその他の事業を実施しておりません。」等の旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

現在、事業費・管理費の費目別内訳を表示していないNPO法人が多数ですが、NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、IV-13～IV-16ページの科目例を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します（IV-12ページの様式例参照）。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします（IV-12ページの様式例参照）。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況はNPO法人ごとにさまざまであるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとしします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有するNPO法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有するNPO法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

(2) チェックポイント

計算書類は、次の項目において、それぞれ一致するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全てのNPO法人に共通して認識されなければなりません（詳細は作成例参照）。

- 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4 計算書類の注記

(1) 注記の記載

現在、計算書類に注記を付しているNPO法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です（記載例についてはIV-5～IV-13ページの作成例参照）。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合にはその内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 用途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

a. 役員及びその近親者（2親等内の親族）

b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、次のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- 現物寄附の評価方法
- 事業費と管理費の按分方法
- 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

(2) 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

■ エ及びオ

計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。

■ カ

当期で収益として計上された用途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

■ ケ

その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1 使途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します（IV-6、IV-9ページの作成例参照）。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財

産に計上することが望めます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として取り扱おうと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件：市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望めます。

3 経過措置

「NPO法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したもから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

(前事業年度に就任した役員について記載した書面作成例)

前事業年度の年間役員名簿

就任期間は、報告する書類の事業年度期間内で記入すること

役員報酬の有無を記載

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
〇〇年度	〇〇年4月1日 ~ 〇〇年3月31日

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬の有無
理事長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇	〇〇年4月1日 ~ 〇〇年3月31日	有・無
副理事長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇 年度途中で辞任した場合	〇〇年4月1日 ~ 〇〇年6月30日	有・無
副理事長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇 年度途中から就任した場合	〇〇年7月1日 ~ 〇〇年3月31日	有・無
専務理事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	有・無
理事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	有・無
監事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	有・無
監事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	有・無

- * 1 年度末日に就任している役員だけでなく、当該事業年度内に就任した役員すべてについて記載する。
- 2 役職名の欄には、理事長、副理事長、専務理事、理事、監事等の職名を記載する。
- 3 就任期間の欄は、実際の就任期間を記載するのではなく、年度内の就任期間を記載する。
- 4 役員交代、氏名・住所等に変更があった場合は、遅滞なく役員変更等届出書の提出が必要。
(p V-1参照)
- 5 代表権をもつ役員は、変更がなくても任期ごとに重任登記が必要。

(社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面の作成例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

前事業年度の末
日を記載する

年 月 日現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
--------------	----------------

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
2	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
3	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
4	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
5	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
6	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
7	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
8	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
9	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地〇
10	(株) 〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番地〇

- * 1 社員が10人以上いることを確認するための書面であるため、社員全員の記載は不要。
- 2 法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を、住所又は居所の欄にその主たる事務所の所在地を記載する。

V 役員の変更

1 役員変更等の届出（法第23条）

NPO法人は役員の名、住所等に変更があったときは、遅滞なくその旨を地域づくり応援課に届け出なければなりません。（郵送可）

（注）この場合の「変更」とは、①新任、②再任、③任期満了、④死亡、⑤辞任、⑥解任、⑦住所又は居所の変更、⑧改姓又は改名が該当します。

①新任…新たな者が役員に就任する場合（理事が監事になる場合及び監事が理事になる場合を含みます。）

提出書類：下表の①～④を提出してください。

②～⑧…提出書類：下表①②を提出してください。

（注）再任は、任期満了と同時に再任された場合であり、定款に役員任期に関する伸長規定がない等の理由により、役員任期期間に空白期間が生じる場合には、新たな者が就任する場合と同様の届出となります。

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	役員変更等届出書（様式第6号）	1	V-2,3
②	変更後の役員名簿	1	V-4
③	各役員が <u>特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと*</u> 及び <u>同法第21条の規定に違反しないこと**</u> を誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	1	II-21
④	役員の住所又は居所を証する書面（申請日前から6か月以内に作成されたもの）	1	

③：*役員^の欠格事由に該当しないこと**役員^の親族等の排除規定に違反しないこと

④：住民票の写し（市町で交付する書面、コピーは不可。住民基本台帳法の適用に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する官公署が交付する書面（外国語で作成された書面の場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付））

※任期満了による役員^の改選において、すべての役員が再任され、変更がない場合も、①②の提出が必要です。

2 登記

登記されている理事の名や住所等に変更があった場合は、登記が必要となります。

また、役員^の改選において、登記されている役員が再任され、登記事項に変更がない場合も、任期ごとに重任登記が必要となりますので、御注意ください。

役員変更等届出書（様式第6号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第6号(第8条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

役員変更等届出書

○年○月○日

(あて先) 磐田市長

主たる事務所の所在地 磐田市○○町○丁目○番地○
届出者 名 称 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名 理事長 ○○ ○○ 記名押印又は自署
電話番号 ○○○○-○○-○○○○
E-mail ○○○. ○○○○@○○. Jp

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日	変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
		※次頁の記載例を参照		

必要に応じて表を増やす

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載してください。
- 2 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事及び監事等の別を記載してください。
- 3 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）の届出にあつては、次の書類を添付してください。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

* 役員変更等届出書の表部分の記入例

1 新任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	新任	理事	静岡 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇

2 任期満了と新任（理事から監事に役名変更の場合）

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	任期満了	理事	静岡 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇
〇年〇月〇日	新任	監事	静岡 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇

3 任期満了に伴い退任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	任期満了	理事	静岡 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇

4 任期満了と同時に再任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	再任	理事	静岡 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇

5 任期途中の辞任と補欠としての新任、増員としての新任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	辞任	理事	静岡 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇
〇年〇月〇日	新任（補欠）	理事	清水 太郎	富士市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇年〇月〇日	新任（増員）	理事	島田 一子	沼津市〇〇町〇丁目〇番〇号

6 住所変更と改姓

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	住所変更	理事	清水 太郎	静岡市葵区△△町〇〇番地
〇年〇月〇日	改姓	理事	山田（静岡） 和男	磐田市〇〇町〇丁目〇番地〇

（注1）改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を、括弧を付して併記すること。

（注2）「住所又は居所」の欄には、住民票の写し（又は住所又は居所を証する官公署が交付する書面）によって証される住所を記載すること。

（注3）変更年月日

総会等定款で定められた手続による承認日、ただしその際就任日が決められている場合は就任日となる。

(役員名簿作成例)

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
--------------	----------------

住民票の表記どおりに正確に記載してください。

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
副理事長	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
理 事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○ △△マンション□号	有 ・ 無
理 事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
理 事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
監 事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無
監 事	まる まる まる まる ○ ○ ○ ○	○市○町○番地○	有 ・ 無

- * 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無については該当項目を○で囲む。
報酬を受ける者は役員総数の1/3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

VI 定款の変更

1 定款の変更（法第25条、第26条）

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。

また、NPO法人が定款を変更する場合、下表のとおり、所轄庁の認証を受けなければならない事項と、定款変更後に所轄庁に対する届出のみが必要となる事項があります。（法第25条第3項）

定款変更の認証が必要な場合	定款変更後の届出が必要な場合
<ul style="list-style-type: none"> 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
<ul style="list-style-type: none"> 役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 役員に関する事項 (役員の定数の変更)
<ul style="list-style-type: none"> 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
<ul style="list-style-type: none"> 目的 	<ul style="list-style-type: none"> 資産に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 名称 	<ul style="list-style-type: none"> 会計に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類 	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度
<ul style="list-style-type: none"> 社員の資格の得喪に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 公告の方法
<ul style="list-style-type: none"> 会議に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 法11条第1項各号にない事項 (合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等)
<ul style="list-style-type: none"> その他の事業に関する事項 	
<ul style="list-style-type: none"> 定款の変更に関する事項 	

定款変更にあたり、届出事項と認証事項が混在する場合、所轄庁へは、①変更届出書と変更認証申請書を別々に提出しても、②変更認証申請書としてまとめて提出しても、どちらでも構いません。

ただし、その変更の効力発生日は、①は、届出事項は総会決議された（又は総会で決められた）日、認証事項は認証を受けた日となりますが、②は、認証申請された定款全体を認証することから、届出事項を含めてその認証を受けた日となります。

このため、届出事項について定款の効力をすぐに生じさせたい場合には、まず定款変更届出書を提出し、その後、当該届出項目以外について認証申請をすることになります。

2 定款変更の認証申請

(1) 手続

定款変更の認証申請を行うには、定款で定めるところにより総会の議決を経た上で、下表の書類を提出してください。

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更認証申請書（様式第7号）	1	VI-5
②	定款の変更を議決した総会の議事録の写し	1	VI-6
③	変更後の定款	1	
④	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	II-27
⑤	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書		
	次の事項に変更がある場合 ・特定非営利活動の種類 ・特定非営利活動の事業の種類 ・その他の事業の種類 ・その他の事業に関する事項	1	II-28,29

*④、⑤：特定非営利活動の種類等の項目を変更しない場合は提出不要

(2) 認証申請の受理、公告、縦覧

提出書類に不備がなければ、申請書は受理されます。申請の受理後、申請があった旨を公告するとともに、受理の日から2週間、定款等を一般の縦覧に供します。

受理後の申請書類については、原則として記載内容の補正を行うことはできませんので、御注意ください。（設立認証の場合と同じ。）

公告、縦覧については、設立認証の場合と同様です。（p II-3参照）

(3) 認証・不認証の決定

縦覧期間の満了後、書面審査を行い、2か月以内に認証・不認証の決定を行い、通知します。（不認証の場合は理由を付して通知します）。

(4) 定款変更に係る登記完了提出書の提出（登記事項の変更の場合のみ）

定款認証後、目的や事業の種類など登記事項に変更があった場合には、登記が必要です。

登記完了後、遅滞なく次の書類を提出してください。（法第25条第7項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更登記事項証明書提出書（様式第11号）	1	VI-8
②	登記事項証明書（原本。コピーは不可。）	1	

(5) 公開書類の提出

定款認証後（登記事項変更がある場合は登記後）、遅滞なく次の書類を提出してください。

（条例第4条第2項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	公開書類提出書（様式第13号）	1	III-4
②	変更後の定款	1	
④	認証に関する書類の写し	1	
⑤	登記事項証明書の写し（登記事項に変更の場合のみ）	1	

3 所轄庁の変更を伴う定款変更の認証

事務所の移転、増設及び廃止に伴い、所轄庁が変更することとなった場合には、定款変更認証申請が必要となります。

(1) 所轄庁の変更の例

変更前の所轄庁	変更の内容	変更後の所轄庁
静岡県 (磐田市のみに事務所を置く法人)	静岡県外の都道府県に事務所を移転	移転先の都道府県又は政令指定都市
	静岡市のみ又は浜松市のみに事務所を移転	静岡市又は浜松市

(2) 手続

変更後の所轄庁で定められている提出書類を、地域づくり応援課に提出します。静岡県に変更される場合の提出書類は下表のとおりですが、所轄庁によって様式や提出部数が異なる場合がありますので、あらかじめ変更後の所轄庁に御確認ください。

申請受理から閲覧書類提出までの手続は、定款変更の認証の場合と同様です。(p VI-2参照)

なお、認証・不認証の通知は、変更後の所轄庁から行われます。(認証後の登記完了及び公開書類提出は、変更後の所轄庁で定められた様式により、変更後の所轄庁への提出が必要です。)

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更認証申請書(様式第7号)	1	VI-5
②	定款の変更を議決した総会の議事録の写し	1	VI-6
③	変更後の定款	1	
④	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	1	II-20
⑤	特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第2項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1	II-23
⑥	直近の事業報告書等	1	

⑤: 設立認証申請時の提出書類と同様(p II-3の表、注⑦参照)

⑥: 事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を記載した書面(設立後又は合併後当該書類が作成されるまでの間は設立又は合併当初の財産目録、貸借対照表、活動予算書)

* 特定非営利活動の種類等を併せて変更する場合は、2(1)の表(p VI-2)の④⑤を添付

4 事務の所管が変更になる県内での事務所所在地の変更に係る定款変更

磐田市、沼津市、富士市、掛川市、藤枝市の各市のみに事務所の所在地がある法人は、県の事務権限の移譲により、各市が事務の所管となっています。この5市と、他の県内市町(静岡市及び浜松市を除く。)間で所在地の異動があった場合は、所轄庁の変更ではなく、事務の所管が変更となります。

このように、県内で事務所が異動し、事務の所管が変更になる場合の定款変更届出については、変更後の所管(上記の5市と静岡県)で定める様式により、定款変更届出書を地域づくり応援課

に提出してください。（変更後の、登記完了及び公開書類の提出は、変更後の所管で定める様式により、その窓口に提出してください。）

5 定款変更の届出

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地など、所轄庁の認証が不要な定款変更の場合は、定款変更後、遅滞なく定款変更届出書を提出してください。

(1) 提出書類

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更届出書（様式第10号）	1	Ⅵ-7
②	定款の変更を議決した総会の議事録の謄本	1	Ⅵ-6
③	変更後の定款	1	

(2) 定款変更に係る登記完了提出書の提出（登記事項の変更の場合のみ）

主たる事務所の所在地など登記事項に変更があった場合には、登記が必要です。

登記完了後、遅滞なく次の書類を提出してください。（法第25条第7項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更登記事項証明書提出書（様式第11号）	1	Ⅵ-8
②	登記事項証明書（原本）	1	

(3) 公開書類の提出

(2)に併せて、遅滞なく次の書類を提出してください。（条例第4条第2項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	公開書類提出書（様式第13号）	1	Ⅲ-4
②	登記事項証明書の写し	1	

(議事録作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○ 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 ○○年○○月○○日 ○時
- 2 場 所 ○○市○○町 ○○会議室
- 3 正会員総数 ○○人
- 4 出席正会員数 ○○人 (うち書面表決者○人、委任状提出者○人)

定款上記載されている総会出席者定数に留意すること

- 5 審議事項
 - 第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○○○ 定款変更承認の件
 - 第2号議案 ○○○○○○
 - 第3号議案 ○○○○○○
 - 第4号議案 ○○○○○○

6 議事の経過の概要及び議決の結果
議長として○○○○が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。

第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○○定款変更案承認の件
議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

以下提出議案の順に従って、議案ごとに質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記すること。また、認証申請に伴い生ずる申請書類の字句等の修正について、代表者に委任する旨の附帯決議をすることが適当である。

以上をもって議事全部を終了し、○時○分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

定款上記載されている方法で記載すること

○年 ○月 ○日

議 長 氏 名 ④
議事録署名人 氏 名 ④
議事録署名人 氏 名 ④

* 原本は法人事務所に備え置き、申請時には写しを提出する。

定款変更届出書（様式第10号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第10号(第8条関係) (用紙 日本工業規格A 4縦型)

沼津市、富士市、掛川市、藤枝市及び静岡県の所管となる場合は、変更後の所轄庁又は各自治体の様式で申請してください。

定款変更届出書

○年○月○日

(あて先) 磐田市長

主たる事務所の所在地 磐田市○○町○丁目○番地○
 届出者 名 称 特定非営利活動法人 ○○○○
 代 表 者 氏 名 ○○ ○○ 記名押印又は自署
 電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
 E - m a i l ○○○. ○○○○@○○. Jp

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
<p>(事務所) 第3条 この法人は、主たる事務所を<u>静岡県磐田市○○町○番○号</u>に置く。</p>	<p>(事務所) 第3条 この法人は、主たる事務所を<u>静岡県磐田市□□番□号</u>に置く。</p> <p><u>附 則</u> この定款は ○年○月○日から施行する。</p>

変更箇所がわかりやすいよう、変更箇所を下線等で示してください。

改正の経緯がわかるよう、改正附則を入れ、変更後の定款にも追加してください。

2 変更の理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 変更の時期

○年○月○日

定款変更を行った総会の日又は総会で決定された定款変更の日

定款変更登記事項証明書提出書（様式第11号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第11号(第12条関係)（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

定款変更登記事項証明書提出書

○年○月○日

（あて先）磐田市長

主たる事務所の所在地	磐田市○○町○丁目○番地○
提出者 名 称	特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名	○○ ○○ 記名押印又は自署
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○. ○○○○@○○. Jp

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

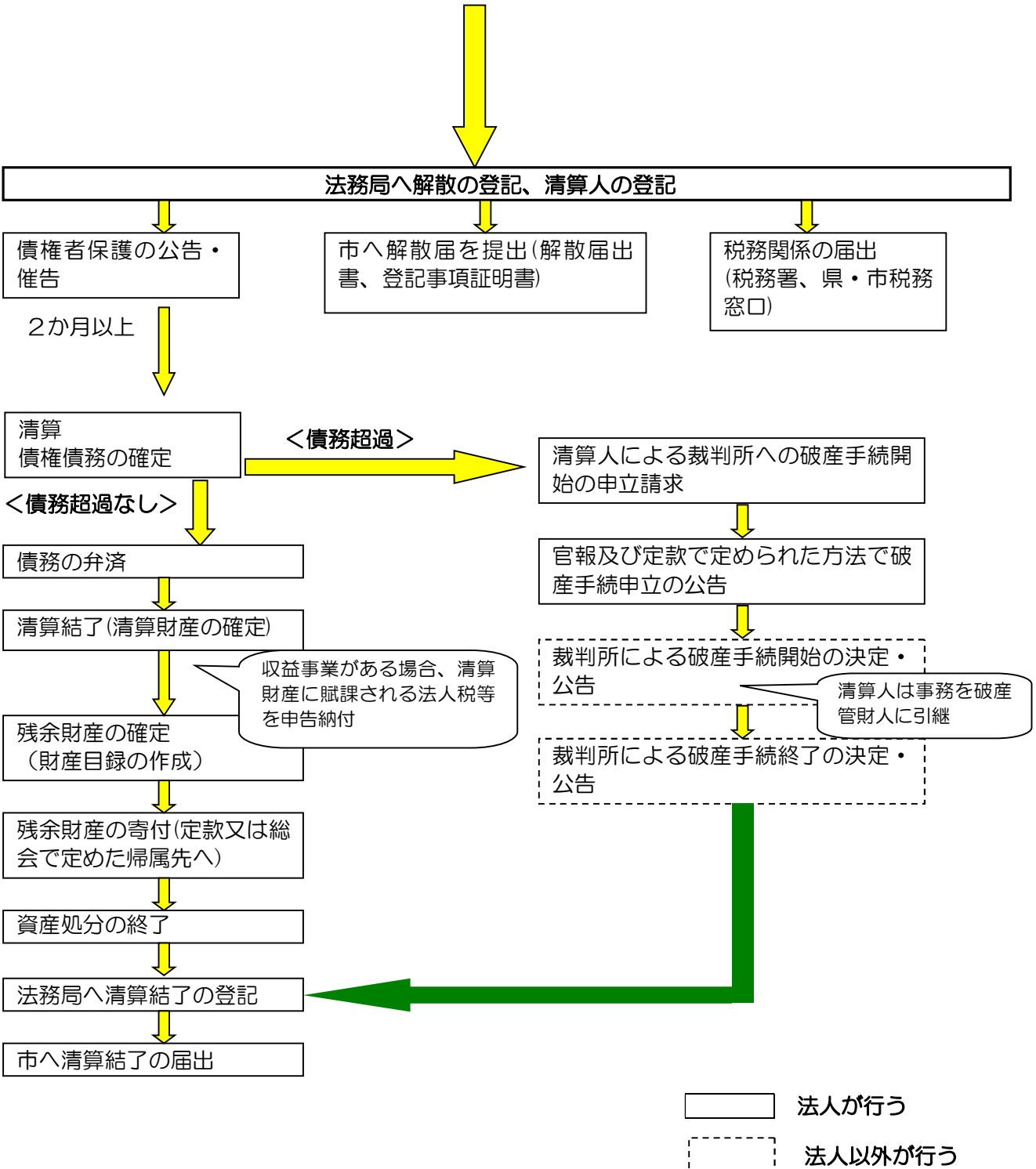
登記年月日

○年○月○日

VII 特定非営利活動法人の解散

◎解散のフロー

総会の開催
 ○決議事項
 ・法人解散の件 解散の同意
 ・残余財産の件 (残余財産の帰属先を解散総会で定める旨定款に記載している場合)
 ・清算人選任の件 定款に別の定めがあるとき、社員総会で理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となる。



解散

1 解散の事由（法第31条）

NPO法人は、次の事由によって解散します。

(1) 社員総会の決議（法第31条第1項第1号、第31条の2）

活動の継続が困難になった場合など、社員総会の合意により解散することができますが、定款で別に定めていない限り、社員総数の4分の3の合意が必要です。

解散総会では「解散することの意思決定」を必ず行わなければなりません。また、定款の定めにより、残余財産の帰属先、清算人の選任等を行う必要があります。

(2) 定款で定めた解散事由の発生（法第31条第1項第2号）

(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（法第31条第1項第3号、同第3項）

目的とする事業が客観的に見て達成不可能となることであり、例えば特定の動物の保護を目的としていたが、その動物が絶滅してしまった場合などが当てはまるとされています。

しかし、このような場合でも、社員総会の決議により解散することができるため、この条項により解散するのは、何らかの理由により解散の議決をすることが困難になった場合などが例としてあげられます。

(4) 社員の欠亡（法第31条第1項第4号）

NPO法上の社員が1名も存在しなくなった場合を指します。

(5) 合併（法第31条第1項第5号）

NPO法人が合併する場合、新規合併では旧法人のいずれもが、吸収合併では合併により消滅する法人が解散することとなります。

(6) 破産手続開始の決定（法第31条第1項第6号、第31条の3）

法人が債務を完済することができない状態となった場合、理事若しくは債権者の請求等により、裁判所が破産手続開始の決定をします。破産となった場合は、その法人が所有する資産を処分し、総資産をその法人の債務者に対して、債権の額や優劣関係等に応じて配分します。

(7) 所轄庁による設立の認証の取消し（法第31条第1項第7号）

2 所轄庁の認定（法第31条第2項、第3項）

1の(3)の「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じません。

下表の書類を作成の上、提出してください。

市は、解散認定申請書の受理後30日以内に、認定・不認定を決定し、その旨を通知します。

提出書類	添付書類	提出部数	手引き参照頁
解散認定申請書 (様式第14号)	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面（注）	1	VII-4

注：当該事業の成功の見込みがまったく無くなっていることが、客観的に判断できる書面

3 解散の登記・清算人（法第31条の5～法第31条の12）

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による場合を除き、理事が清算人となります（定款に別に定めがある場合等を除く）。また、解散及び清算人については、登記を行う必要があります。

①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、③社員の欠亡、④破産手続き開始の決定により解散した場合は、解散の登記後、清算人は、所轄庁へ届け出なければなりません（法第31条第4項）。また、清算中に就任した清算人がいる場合にも、所轄庁への届出が必要です（法第31条の8）。（5の一覧表参照）

清算人は、解散した後、遅滞なく、債権者に対して一定の期間内（2月を下回らない期間）に請求を申し出るよう催告する内容の公告を官報に掲載し、定款で定められた方法で公告しなければなりません。また、債権者として把握されている者に対しては、個別に催告しなければなりません（法第31条の10）。

※ 参考 ○法務局における登記手続きに関する情報 ⇒Ⅲ-2(特定非営利活動法人の登記)参照

○官報公告の申し込み <https://www.gov-book.or.jp/koukoku/>

4 清算終了の届出及び残余財産の帰属（法第32条、第32条の3）

清算終了後は、所轄庁に対し、清算終了の届出をしなければなりません。

解散した法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁へ清算終了届出をした時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するとされています。

なお、残余財産の帰属先は、次の者以外認められていません。（法第11条第3項）

①NPO法人、②国又は地方公共団体、③公益社団法人又は公益財団法人、④私立学校法第3条に規定する学校法人、⑤社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、⑥更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

5 所轄庁への届出

解散に関して、所轄庁へ提出する必要のある書類は以下のとおりです。

届出の時点	提出書類	添付書類	提出部数	手引き参照頁
解散したとき（注）	解散届出書 （様式第17号）	解散及び清算人を登記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	Ⅶ-5
清算中に就任した清算人がいる場合	清算人就任届出書 （様式第25号）	清算人を登記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	Ⅶ-6
清算が終了したとき	清算終了届出書 （様式第26号）	清算終了を記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	Ⅶ-8

（注）所轄庁の認定に基づく解散（pⅦ-2）、合併に伴う解散（pⅦ-3）、認証取消（pⅠ-5）の場合は解散届出書の提出は不要。

6 残余財産譲渡の認証申請（法第32条第2項、第3項）

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

残余財産の譲渡の認証申請をする場合は、所轄庁に残余財産譲渡認証申請書（様式第18号：pⅦ-7）1部を提出してください（添付書類なし）。

また、これらによっても処分されない財産は、国庫に帰属することとなります。

解散認定申請書（様式第14号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第14号（第15条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

解散認定申請書

○年○月○日

（あて先）磐田市長

主たる事務所の所在地 磐田市○○町○丁目○番地○
申請者 名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○ 記名押印又は自署
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○
E - m a i l ○○○. ○○○○@○○. Jp

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、申請します。

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

- 2 残余財産の処分方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）

- 1 目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証する書面を添付してください。

解散届出書（様式第17号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第17号（第17条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

解散届出書

○年○月○日

（あて先）磐田市長

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	磐田市○○町○丁目○番○号
清算人氏名	○○ ○○ 記名押印又は自署
電話番号	○○○-○○○-○○○○
E-mail	○○○. ○○○○@○○. Jp

次のとおり特定非営利活動法人 ○○○○○ を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により届け出ます。

- 1 解散年月日 ○年○月○日
- 2 解散事由の該当規定 特定非営利活動促進法第31条第1項第○号
- 3 解散の理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 4 残余財産の処分方法 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）

- 1 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

清算人就任届出書（様式第25号）記載例（清算中に清算人が就任した場合に提出）

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第25号(第23条関係)（用紙 日本工業規格A 4縦型）

清算人就任届出書

○年○月○日

（あて先）磐田市長

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	○○市○○町○丁目○番○号
清算人氏名	○○ ○○ 記名押印又は自署
電話番号	○○○-○○○-○○○○
E-mail	○○○. ○○○○@○○. Jp

特定非営利活動法人 ○○○○○ の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

残余財産譲渡認証申請書（様式第18号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第18号(第18条関係)（用紙 日本工業規格A 4縦型）

残余財産譲渡認証申請書

○年○月○日

（あて先）磐田市長

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
申請者 清算人の住所又は居所	○○市○○町○丁目○番○号
清算人氏名	○○ ○○ 記名押印又は自署
電話番号	○○○-○○○-○○○○
E-mail	○○○. ○○○○@○○. Jp

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種別	数量	
○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○市（数量） △△△△△町（数量）
□□□□□□	□□□□□□	□□□□□市（数量） ◇◇◇◇◇県（数量）

（注）

- 1 残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載してください。

清算終了届出書（様式第26号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第26号(第24条関係)（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

清算終了届出書

○年○月○日

（あて先）磐田市長

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	○○市○○町○丁目○番○号
清算人氏名	○○ ○○ 記名押印又は自署
電話番号	○○○-○○○-○○○○
E-mail	○○○. ○○○○@○○. Jp

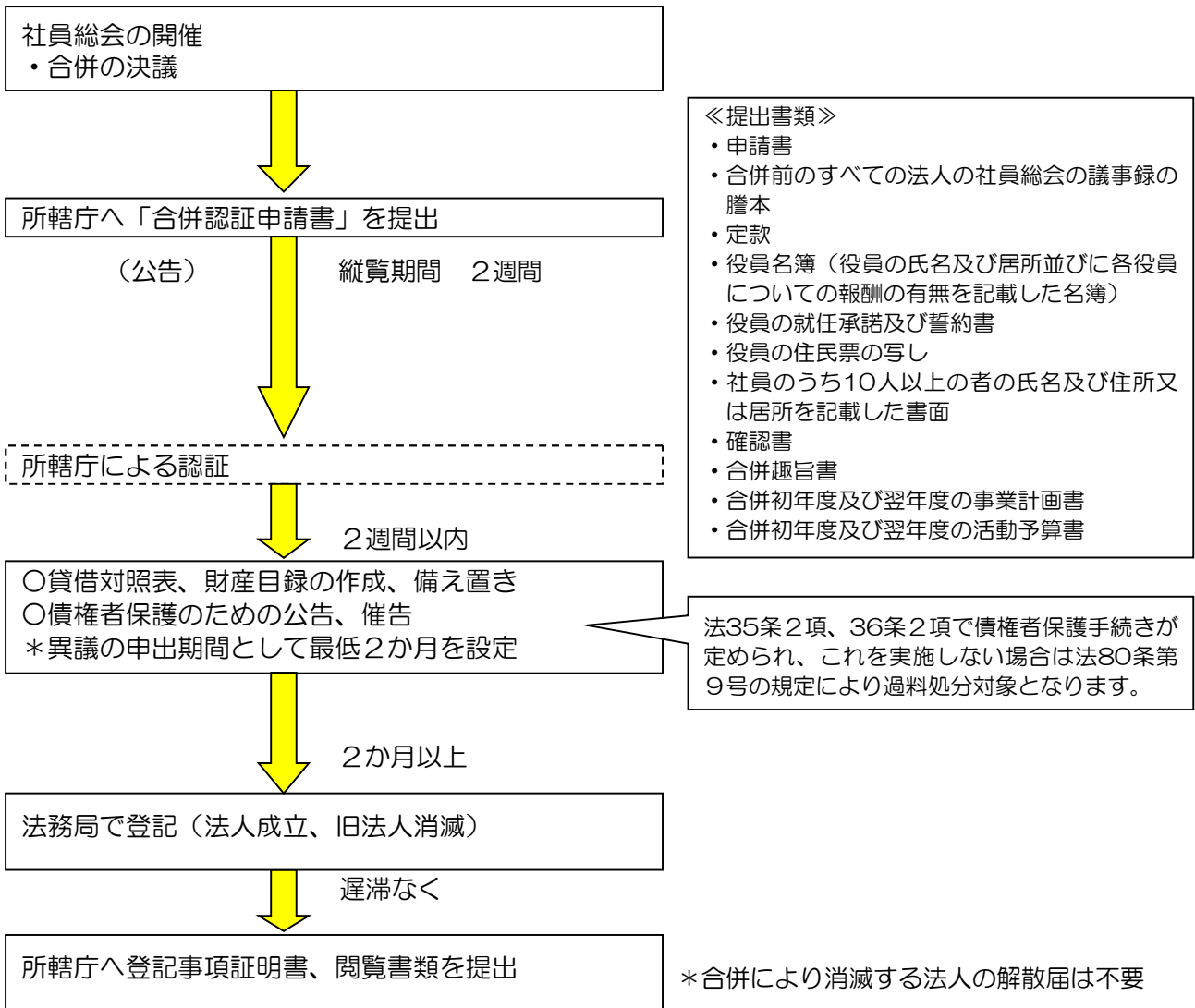
特定非営利活動法人 ○○○○○ の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

VIII 特定非営利活動法人の合併

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます。

社員総会において合併の決議がされたNPO法人は、所轄庁の認証を受けなければなりません。

◎合併のフロー（所轄庁認証後に、債権者保護のための手続き等が必要となります。）



- ・磐田市内のみに事務所のある法人の合併については、地域づくり応援課に提出してください。
- ・所轄庁又は所管する市が異なる法人と合併する場合は、事前に地域づくり応援課までお問い合わせください。

1 認証申請（法第34条）

次の書類を作成の上、提出してください。

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	合併認証申請書（様式第21号）	1	Ⅷ-4
②	定款	1	
③	役員名簿（役員の氏名及び居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1	Ⅱ-20
④	各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	1	Ⅱ-21
⑤	役員の住所又は居所を証する書面	1	
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1	Ⅱ-22
⑦	特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1	Ⅱ-23
⑧	合併の議決をしたそれぞれの社員総会の議事録の写し	1	Ⅷ-5
⑨	合併趣旨書	1	
⑩	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	
⑪	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	

②新設合併となる場合は、法第37条に基づき新設団体設立のために各団体から事務を行う者を選定したことがわかる記載が必要です。

③新設合併の場合、定款附則で設立当初の役員任期を定める際、認証に要する期間に加え認証後の債権者保護手続きに要する期間を考慮して定める必要があります。

④～⑦：設立認証申請時の提出書類と同様（pⅡ-2表の注参照）

2 合併の認証

申請書の受理から認証・不認証の決定までの流れについては、設立認証と同様です。

申請書の受理の日から2週間、関係書類を一般の縦覧に供し、その後2か月以内に認証・不認証の通知を行います。

3 債権者の保護手続（法第35～36条）

合併の認証通知があった日から2週間以内に、合併前のそれぞれのNPO法人は、財産目録及び貸借対照表を作成し、債権者が異議を述べることができる期間（2か月を下回らない期間）が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置かなければなりません。

また同時に、債権者に対し、合併に異議がある場合には一定期間内（2か月を下回らない期間）に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、個別に同様の内容を催告しなければなりません。

債権者が期間内に異議を述べなかった場合は、合併を承認したものとみなされます。

債権者が異議を述べたときは、NPO法人は、これを弁済するか、債務に見合う担保を提供する等して、債権者の財産を保全しなければなりません。ただし、合併しても債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

4 合併の登記（法39条第1項）

3に示した債権者保護の手続が終了したら、合併の登記を行うことができます。登記を行うことにより、合併の効力が生ずることとなります。

また合併の登記と同時に、吸収合併の場合は吸収される法人が、新設合併の場合は合併前のすべての法人が解散することとなります。

合併後のNPO法人（吸収合併の場合は吸収した法人、新設合併の場合は設立法人）は、合併により消滅したNPO法人の一切の権利義務を継承します。

5 合併登記完了届出書及び公開書類の提出

(1) 合併登記完了届出書の提出

法人の合併の登記を行ったら、遅滞なく次の書類を提出してください。（法第39条第2項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	合併登記完了届出書（様式第24号）	1	Ⅷ-6
②	登記事項証明書（原本）	1	
③	財産目録	1	

(2) 公開書類の提出

(1)に併せて、遅滞なく次の書類を提出してください。（条例第4条第2項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	公開書類提出書（様式第13号）	1	Ⅲ-4
②	定款	1	
③	役員名簿	1	
④	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	
⑤	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	
⑥	認証に関する書類の写し	1	
⑦	登記事項証明書の写し	1	
⑧	財産目録	1	

合併認証申請書（様式第21号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第21号(第20条関係) (用紙 日本工業規格A 4縦型)

合併認証申請書

○年○月○日

(あて先) 磐田市長

主たる事務所の所在地 磐田市○○町○丁目○番地○
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○ 記名押印又は自署
電 話 番 号 ○○○○-○○-○○○○
E - m a i l ○○○. ○○○○@○○. Jp

申請者

合併の態様に応じ、「合併後存続する」又は「合併により設立する」のいずれかを○で囲んでください。

主たる事務所の所在地 磐田市○○町○丁目○番地○
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○ 記名押印又は自署
電 話 番 号 ○○○○-○○-○○○○
E - m a i l ○○○. ○○○○@○○. Jp

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 合併の理由 | ○○○○○○○○○ |
| 2 合併後存続する
合併により設立する | 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○ |
| 3 代表者の氏名 | ○○ ○○ |
| 4 主たる事務所の所在地 | 磐田市○○町○丁目○番地○ |
| 5 その他の事務所の所在地 | 磐田市△△町△丁目△番地△ |
| 6 定款に記載された目的 | ○○○○ (定款に記載された目的を転記) |
| 7 定款に記載された特定非営利活動の種類 | ○○○○ (定款に記載された活動の種類を転記) |

(関係書類)

省略

(注) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地は、町名及び番地まで記載してください。

(議事録作成例)

特定非営利活動法人〇〇〇 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇時
- 2 場 所 〇〇市〇〇町 〇〇会議室
- 3 正会員総数 〇〇人
- 4 出席正会員数 〇〇人 (うち書面表決者〇人、委任状〇人)
- 5 審議事項

定款上記載されている総会出席者定数に留意すること

- 第1号議案 〇〇〇〇〇〇
- 第2号議案 特定非営利活動法人△△△との合併の件
- 第3号議案 〇〇〇〇〇〇
- 第4号議案 〇〇〇〇〇〇

登記上合併契約書の承認についての記載が必要です。

6 議 事

- (1) 議長として〇〇〇〇が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。
- (2) (以下提出議案の順に従って、議案ごとに質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記する。また、認証申請に伴い生ずる申請書類の字句等の修正について、代表者に委任する旨の附帯決議をすることが適当である。
※新設合併の場合は、法第37条に基づき、設立に関する事務を行う者を選任する必要があるので注意してください。)

以上をもって議事全部を終了し、〇時〇分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇年 〇月 〇日

定款上記載されている方法で記載すること

議 長 氏 名 印
議事録署名人 氏 名 印
議事録署名人 氏 名 印

* 原本は法人事務所に備え置き、申請時には写しを提出する。

合併登記完了届出書（様式第24号）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

様式第24号(第22条関係) (用紙 日本工業規格A 4縦型)

合併登記完了届出書

○年○月○日

(あて先) 磐田市長

主たる事務所の所在地	磐田市○○町○丁目○番○号
届出者 名 称	特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名	○○ ○○ 記名押印又は自署
電 話 番 号	○○○○-○○-○○○○
E - m a i l	○○○. ○○○○@○○. Jp

特定非営利活動法人 ○○○○○ の合併登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

合併登記年月日 ○年○月○日

IX 参考資料

1 NPO法人に対する税制

(1) 法人税（国税）

法人税は、収益事業（法人税法施行令で定める次の34業種で、継続して事業所を設けて営まれるものをいう。）から生じた所得に対して課税されます。特定非営利活動事業であっても、これに該当する場合は、課税対象となります。

【34業種】物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

ただし、身体障害者及び生活保護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの等は、収益事業から除かれます。

計算方法：所得金額×税率

*税率	年間所得800万円以下	15.0%
	年間所得800万円超	23.2%

*実施する事業が収益事業に当るか否かは、税務署にお問い合わせください。

(2) 県民税、市民税

①法人県民税均等割、法人市町民税均等割

法人の存在そのものに課税される税金です。ただし、静岡県及び県内すべての市町において、収益事業を行わないNPO法人の減免措置がとられています。

- ・法人県民税均等割の税額は、年額 21,000円です。(森林づくり県民税1,000円を含む)
- ・法人市町民税均等割の税額は、年額 50,000円です。

②法人県民税法人税割、法人市町民税法人税割

法人税法上の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

計算方法：法人税額×税率 (令和元年度改正)

*税率	法人県民税法人税割	3.2%
	法人市町民税法人税割	6.0%

※法人県民税法人税割の税率引き下げと併せて「地方法人税(国税)」が創設されました。

⇒この地方法人税については、税務署にお問い合わせください。

③法人事業税（県税）

法人税法上の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

* 税率	年400万円以下の所得	3.5%
	年400万円超800万円以下の所得	5.3%
	年800万円超の所得	7.0%

(3) 消費税

消費税は、個人法人を問わず事業者が行う国内における資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられるものです。

ただし、課税期間に係る基準期間（前々事業年度）の課税売上が1,000万円以下の場合、納税義務が免除されます。

(4) 税に関する手続

収益事業を行うか否かに関わらず、県財務事務所及び市の税務担当課に**法人設立等届出書**の提出が必要となります。**添付書類は、定款、登記事項証明書、認証書の写しです。**

届出書	提出先	提出期限
法人設立等届出書	浜松財務事務所 直税第1課	登記後1か月以内
	磐田市役所 市税課市民税グループ	

収益事業を開始した場合には、県、市、税務署への届出が必要です。収益事業を行わない場合は、県及び市に税の**減免申請書**を提出します。

届出書	提出先	提出期限
収益事業開始届	磐田税務署	収益事業開始後2か月以内
	浜松財務事務所	収益事業開始後1か月以内
	磐田市市税課市民税グループ	収益事業開始後1か月以内
青色申告の承認申請書	磐田税務署	収益事業開始後3か月と年度終了日の早い方
税の減免申請書	浜松財務事務所	直接ご確認ください。
	磐田市市税課市民税グループ	

2 税についての問合せ先

(1) 県財務事務所（法人県民税、法人事業税）

財務事務所	所在地（電話番号）	管轄区域
浜松	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎 直税第1課（053-458-7141）	浜松市、湖西市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周知郡
磐田	〒438-0086 磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎 管理課（0538-37-2214）	（納税証明書の発行可）

(2) 県内の税務署（法人税）

税務署	所在地（電話番号）	管轄区域
磐田	〒438-8711 磐田市中泉112-4 （0538-32-6111）	磐田市、袋井市、周智郡

(3) 磐田市の税務担当窓口（法人市民税）

担当課	所在地	電話番号
磐田市企画部 市税課市民税グループ	〒438-8650 磐田市国府台3-1	0538-37-4826

特定非営利活動促進法

(平成十年三月二十五日 法律第七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、

これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

- 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類(同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請のあった年月日
 - 二 特定添付書類に記載された事項
- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受領した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 五 社員の資格の得喪に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
 - 九 会計に関する事項
 - 十 事業年度
 - 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 一 国又は地方公共団体
 - 二 公益社団法人又は公益財団法人
 - 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
 - 四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
 - 五 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)
 - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構

会員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の

二第一項第三号において同じ。)により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の不格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令に定めるもの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変

更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かななければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かななければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)

- 二 役員名簿
- 三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条之二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかつたこととなつたこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清

算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、

所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間(前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。)における経常収入金額((1)に掲げる金額をいう。)のうちに寄附金等収入金額((2)に掲げる金額(内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額)をいう。)の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額(第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計

を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後継続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があ

った日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長(以下「国税庁長官等」という。)

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知

事」という。)に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

- 一 直近の事業報告書等(合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。)、役員名簿及び定款等
- 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
- 三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。)は、当該認定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。)から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項、第四十五条第一項(第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。)及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府

令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
 - 一 前事業年度の寄附者名簿
 - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前

条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特

定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日)から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。)

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第

一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、

正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると

認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人(以下「特定非営利活動法人」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定非営利活動法人を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人及び)」と、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。)」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法(昭和三十二年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。））、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下

の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第五十三条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不

実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 (略)

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 (略)

附 則 (平成二八年六月七日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日＝平成二十九年四月一日)

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前

日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

（処分等の効力）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律

の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第百二条、第百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

別表(第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

【参考】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置)

第百六十五条 前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法第十一条第三項第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2 この法律の施行の際現に存する特定非営利活動法人の定款における旧民法第三十四条の規定により設立された法人を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載は、公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載とみなす。

特定非営利活動促進法施行条例

(平成10年10月27日 条例第40号)

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請等)

第2条 法第10条第1項の規定により認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(2) 定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が交付する書面

3 前項第2号の書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添えるものとする。

4 第2項に掲げる書面は、申請日前6月以内に作成されたものとする。

5 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公表し、及び縦覧に供する手続については、規則で定めるところによる。

6 法第10条第4項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係るものとする。

7 前項の不備を補正しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を知事に提出するものとする。

(1) 補正の内容

(2) 補正の理由

(定款の変更の認証の申請等)

第3条 法第25条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 変更の内容

(3) 変更の理由

2 法第25条第6項(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定款の変更を届け出ようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

(事業報告書等の備置き等)

第3条の2 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第4条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

2 特定非営利活動法人は、法第30条の閲覧又は謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、法第29条に規定する場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表の右欄に掲げる手続の終了後遅滞なく知事に提出するものとする。

区分	提出すべき書類	手続
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の定款、同項第2号イの役員名簿、同項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書、法第12条第1項の認証に関する書類の写し、法第13条第2項の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	設立又は合併の登記
2 定款の変更の認証を受けた場合	法第25条第3項の認証に係る変更後の定款及び認証に関する書類の写し	定款の変更の認証
3 定款の変更に係る登記をした場合	法第25条第7項の登記事項証明書の写し	定款の変更に係る登記

(事業報告書等の公開)

第5条 法第30条及び第56条の規定による閲覧又は謄写の手続については、規則で定めるところによる。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第6条 法第31条第2項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第7条 法第32条第2項の規定により認証を受けようとする清算人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 解散した特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証の申請)

第8条 法第34条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとするそれぞれの特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人(第4号において「合併後の特定非営利活動法人」という。)の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- (3) 合併の理由
- (4) 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(認定の申請)

第9条 法第44条第1項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度、過去の認定の有無及びその有効期間、過去の特例認定の有無及びその特例認定を受けた日、認定の取消しの有無及びその取消日並びに特例認定の取消しの有無及びその取消日
- (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人以外のものの定款の変更に係る書類の提出)

第10条 法第52条第2項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の認証日

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第11条 法第54条第1項から第3項までに規定する書類(同条第2項第1号の書類を除く。)の備置きは、同条第4項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第55条第1項に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

2 法第55条第2項の規定により書類を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定年月日
- (3) 認定の有効期間
- (4) 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 認定特定非営利活動法人は、認定を受けた場合は、法第56条の閲覧又は謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、法第44条第2項第2号及び第3号の書類を、遅滞なく知事に提出するものとする。

(特例認定の申請)

第13条 法第58条第1項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度
- (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第14条 第10条から第12条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人に準用する。

(合併の認定の申請)

第15条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人(以下これらを「認定特定非営利活動法人等」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定特定非営利活動法人等の事業年度、認定年月日又は特例認定年月日及び認定の有効期間又は特例認定の有効期間
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (4) 合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))

及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
- 3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。
- 4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合には、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第30号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第28号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第45号)

この条例は、平成24年7月20日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第15号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。

2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに書類の提出については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日条例第19号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)の施行の日(令和3年6月9日)から施行する。

2 この条例による改正後の第2条第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請(以下「認証申請」という。)があった場合について適用し、施行日前に認証申請があった場合については、なお従前の例による。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：平成三〇年九月二七日政令第二七〇号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（平一九政三九・一部改正）

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（平一九政三九・旧第三条繰上・一部改正）

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（平一九政三九・追加、平二八政三四九・一部改正）

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（平一九政三九・旧第五条繰上・一部改正）

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（平二政二八五・平一七政三六六・一部改正、平一九政三九・旧第七条繰上・一部改正）

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一

切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(平一九政三九・追加)

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(平一六政三一八・一部改正、平一九政三九・旧第八条繰上・一部改正、平二八政二六・一部改正)

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(平二七政四一五・追加)

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継(組合等を会員とする他の組合等(以下この項において「連合会」という。))において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。)をする場合について準用する。

(平一七政三六六・一部改正、平一九政三九・旧第九条繰上・一部改正、平二八政二六・一部改正)

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等(第十三条及び第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。)については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(平二八政八二・追加)

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(平一九政三九・旧第十条繰上・一部改正)

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(平一九政三九・旧第十一条繰上・一部改正)

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合 分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内

四 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(平一九政三九・追加、平二八政八二・一部改正)

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(平一九政三九・全改)

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条、第八条の二及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併(承継を含む。次条第二項及び第三項並びに第二十条において同じ。)後存続する組合等、分割をする組合等又は吸収分割承継組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(平一九政三九・全改、平二八政二六・平二八政八二・一部改正)

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所(第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
- 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
- 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(平一九政三九・全改)

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(平一九政三九・全改)

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(平一九政三九・一部改正)

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるもの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたと

きは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。
(平九政二八八・平一七政三六六・平一九政三九・一部改正)

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(平一九政三九・全改)

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(平一九政三九・全改)

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(平二七政四一五・追加)

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(平一九政三九・全改)

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(平一九政三九・全改)

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(平二八政八二・追加)

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(平二八政八二・追加)

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(平一九政三九・全改)

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(平一九政三九・全改)

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継(以下「承継」という。)による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(平一七政三六六・全改、平一九政三九・平二八政二六・平二八政八二・一部改正)

(特則)

第二十六条 (略)

附 則（平成二八年一月一日政令第三四九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年九月二七日政令第二七〇号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

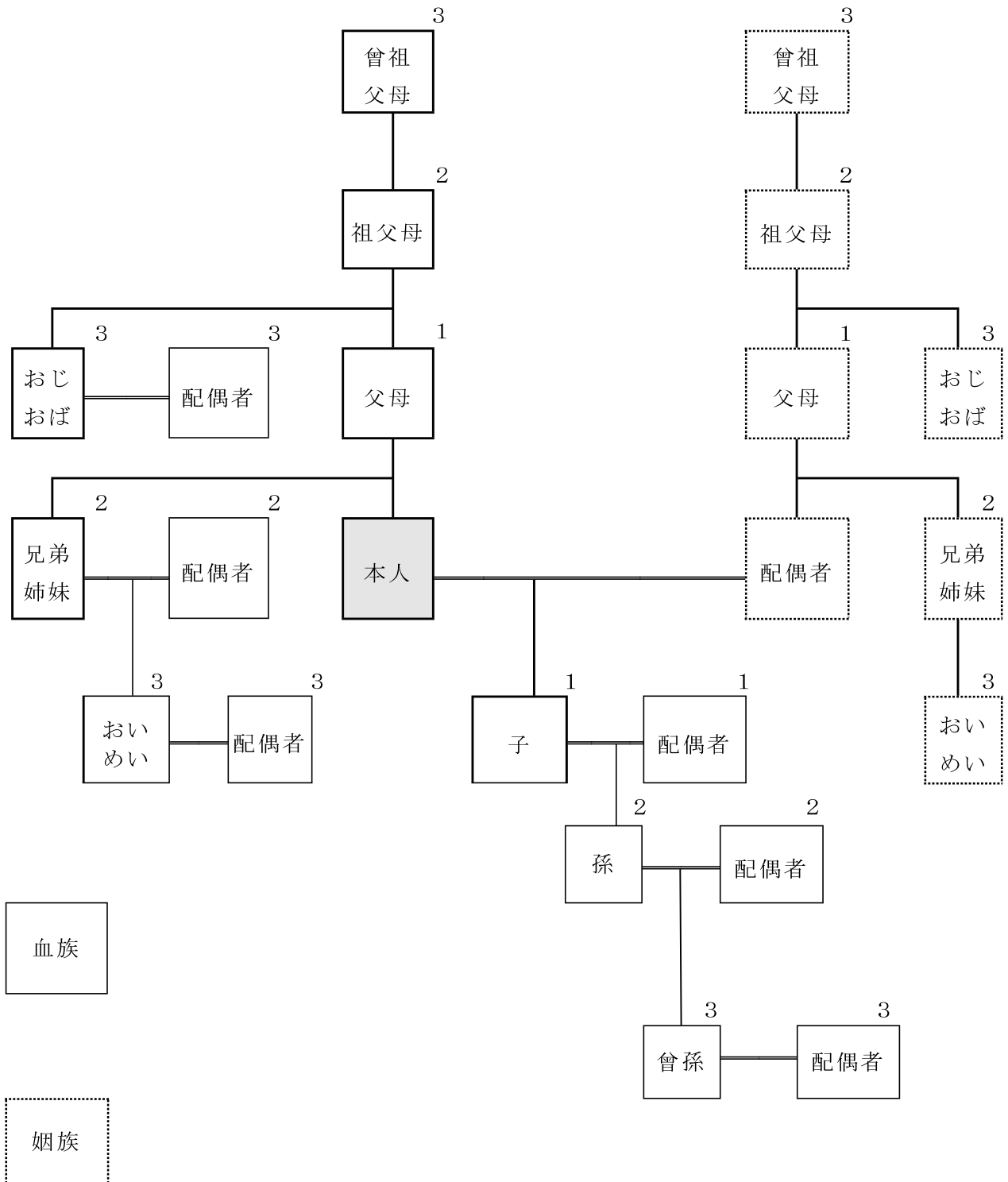
別表（第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

役員親族排除規定に係る親族図（3親等の範囲の確認）



特定非営利活動促進法施行条例施行細則

(平成27年3月24日 磐田市規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 条例第2条第1項の申請書の様式は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

(設立の認証の申請等の公告)

第3条 条例第2条第5項の規定による公告は、磐田市公告式条例（平成17年磐田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)

第4条 条例第2条第5項の縦覧は、磐田市役所（第4項において「縦覧場所」という。）において行うものとする。

2 縦覧日は、磐田市の休日を定める条例（平成17年磐田市条例第2号）第1条第1項に掲げる日以外の日とする。

3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、縦覧できない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合において、あらかじめその旨を縦覧場所に掲示するものとする。

(補正の申立)

第5条 条例第2条第7項の申立書の様式は、補正申立書（様式第2号）によるものとする。

(設立の認証等の通知)

第6条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第12条第3項の規定による通知は、特定非営利活動法人設立認証通知書（様式第3号）又は特定非営利活動法人設立不認証通知書（様式第4号）により行うものとする。

(設立の登記完了の届出)

第7条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書（様式第5号）により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第8条 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書（様式第6号）により行うものとする。

(定款の変更の認証の申請)

第9条 条例第3条第1項の申請書の様式は、定款変更認証申請書（様式第7号）によるものとする。

(定款の変更の認証等の通知)

第10条 法第25条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、定款変更認証通知書（様式第8号）又は定款変更不認証通知書（様式第9号）により行うものとする。

(定款の変更の届出)

第11条 条例第3条第2項の届出書の様式は、定款変更届出書（様式第10号）によるものとする。

(定款の変更の登記事項証明書の提出)

第12条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記事項証明書提出書（様式第11号）を添えて行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第13条 条例第4条第1項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書（様式第12号）を添えて行うものとし、同項に規定する書類を添付するものとする。

2 条例第4条第2項の規定による書類の提出は、公開書類提出書（様式第13号）を添えて行うもの

とする。

(事業報告書等の公開)

第14条 条例第5条の閲覧又は謄写（以下この条において「公開」という。）は、磐田市役所（以下この条において「公開場所」という。）において行うものとする。

2 前項の公開の請求は、公開場所に備え付けてある受付簿に所定の事項を記入することにより行うものとする。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、公開について準用する。この場合において、これらの規定中「縦覧」とあるのは「公開」と読み替えるものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第15条 条例第6条の申請書の様式は、解散認定申請書（様式第14号）によるものとする。

(解散の認定等)

第16条 市長は、法第31条第2項の規定による解散の認定又は不認定を決定したときは、解散認定通知書（様式第15号）又は解散不認定通知書（様式第16号）を交付するものとする。

(解散の届出)

第17条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書（様式第17号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第18条 条例第7条の申請書の様式は、残余財産譲渡認証申請書（様式第18号）によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証等)

第19条 市長は、法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証又は不認証を決定したときは、残余財産処分認証通知書（様式第19号）又は残余財産処分不認証通知書（様式第20号）を交付するものとする。

(合併の認証の申請)

第20条 条例第8条第1項の申請書の様式は、合併認証申請書（様式第21号）によるものとする。

(合併の認証等の通知)

第21条 市長は、法第34条第5項において準用する法第12条第1項の規定による合併の認証を決定したときは、合併認証通知書（様式第22号）を交付するものとする。

2 法第34条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、合併不認証通知書（様式第23号）により行うものとする。

(合併の登記完了の届出)

第22条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書（様式第24号）により行うものとする。

(清算人の就任の届出)

第23条 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書（様式第25号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(清算終了の届出)

第24条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書（様式第26号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(検査をする職員の身分証明書)

第25条 法第41条第3項の証明書の様式は、身分証明書（様式第27号）によるものとする。

(聴聞の期日における審理の公開の請求)

第26条 法第43条第3項の請求は、聴聞の期日における審理公開請求書（様式第28号）により行うものとする。

2 法第43条第4項の書面の様式は、聴聞の期日における審理非公開理由書（様式第29号）によるものとする。

(電磁的記録の備置きの方法)

第27条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録の作成の方法)

第28条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法)

第29条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

(委任)

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則 (平成29年3月29日規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第2号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行細則の様式により作成されている申請書等は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行細則の様式による申請書等とみなす。

非営利法人制度 比較表

	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)
根拠	一般社団・財団法人法		公益法人認定法	NPO法
目的・条件等	公益目的事業、共益事業、収益事業とも可 ただし、剰余金の分配不可		<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業（23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与）を行うことを主たる目的とする一般法人 公益認定基準（法5条18項目） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動（20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与）を主な目的とすること 宗教、政治活動等の制限あり
行政庁等	なし		行政庁＝内閣総理大臣、都道府県知事	所轄庁＝都道府県知事、政令市市長 (法人の事務所所在地で区分) * 沼津市、富士市、掛川市に認証事務等の権限を移譲
社員等	社員2人以上	設立者1人以上	一般法人に同じ	社員10人以上(常時)
機関	<ul style="list-style-type: none"> 理事1人以上(理事会設置の場合3人以上) 監事は理事会設置等の場合1人必置 会計監査人は大規模法人で必置 社員総会 必置 	<ul style="list-style-type: none"> 理事3人以上(理事会必置) 監事1人以上 会計監査人は大規模法人で1人以上 評議員3人以上(評議員会必置) 	一般法人に同じ (理事会は必置。役員親族、特定団体の人数の規制等あり)	<ul style="list-style-type: none"> 理事3人以上 監事1人以上
設立手続	<ul style="list-style-type: none"> 設立時役員による定款作成 公証人の認証 設立時の理事の選任、財産の拠出(財団法人)等の手続き 設立登記 		<ul style="list-style-type: none"> 一般法人設立後、行政庁に公益認定申請 公益認定等委員会又は静岡県公益認定審議会の諮問を経て認定 認定後、名称変更の登記 	<ul style="list-style-type: none"> 設立総会(定款、役員等) 所轄庁に法人設立認証申請 縦覧期間をへて認証 認証後に設立登記
経済基盤	<ul style="list-style-type: none"> 設立時の財産 不要 基金の設置 可 	設立時の拠出財産 300万円以上	一般法人に同じ (経理的基礎、技術的能力を有することなど)	<ul style="list-style-type: none"> 設立時資金 不要 基金の設置 規定なし
事業	特段の規定なし		<ul style="list-style-type: none"> 23の公益目的事業を主に行うこと(公益目的事業比率50%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動事業 その他の事業(特定非営利活動に支障のない範囲で行うことができるが、収益はすべて特定非営利活動へ繰入)
報告書	行政庁への提出義務なし		行政庁に毎年度提出	所轄庁に毎年度提出、市民への閲覧に供する。
解散清算	<ul style="list-style-type: none"> 残余財産の帰属は、定款の定めによる(定款の定めがない場合は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議による) 休眠法人の解散(最後の登記から5年経過) 債権者保護のための公告は1回 		<ul style="list-style-type: none"> 公益認定の取り消しにより一般法人に 残余財産は類似事業目的の公益法人等に帰属 債権者保護のための公告は1回 	<ul style="list-style-type: none"> 残余財産の帰属先は国、地方自治体、NPO法人、公益法人等から選定 債権者保護のための公告は3回
設立までのフロー				

非営利法人制度比較表（税関係）

	一般社団法人・一般財団法人		公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)
税法上の 区分	普通法人 (非営利型法人以外)	非営利型法人		
要件等	非営利型法人以外の 一般法人	<p>①非営利性が徹底された法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の分配なし（定款） ・解散時残余財産を公共、公益的団体に贈与すること（定款） ・上記の定款違反行がない ・親族等である理事数1/3以下 <p>②共益的活動を目的とする法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員に共通する利益を図る活動を主たる目的 ・定款等に会費の定め ・主たる事業で収益事業を行わない ・特定個人・団体への剰余金分配なし（定款） ・特定個人・団体への解散時残余財産の帰属の定めなし（定款） ・特定個人・団体への特別の利益を与えた実績なし ・親族等である理事数1/3以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業（23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与）を行うことを主な目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、行政庁から公益認定を受けたもの ・公益認定基準（法5条18項目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動（20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与）を行うことを主な目的とすること <p>【認定NPO法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定期間5年間 ・PST要件の基準 ・実績判定期間2年（経過措置） ・共益的活動割合50%未満 ・適切な運営組織、経理 ・適正な事業活動内容 ・適切な情報公開 ・法令違反等の事実がない ・設立から1年超経過、2事業年度終了
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての所得に課税 ・法人税率25.5%（所得800万円以下は19%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業による所得に課税 ・法人税率25.5%（所得800万円以下は19%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業以外の収益事業による所得に課税 ・法人税率25.5%（所得800万円以下は19%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業による所得に課税 ・法人税率25.5%（所得800万円以下は19%）
	<p>所得800万円以下は、平成27年3月31日までの間に終了する事業年度については15%</p> <p>平成24年4月1日から平成26年3月31日までの開始事業年度については、復興特別法人税を課税（法人税額の10%）</p>			
地方法人税	平成26年10月1日以降に開始する課税事業年度から、基準法人税額×4.4%を法人税と同時期に申告・納付			
法人県民税等	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 年額20,000円 (平成28年度まで年額21,000円) ○法人市町民税均等割 年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税(地方法人特別税を含む。)は、すべての所得に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 年額20,000円 (平成28年度まで年額21,000円) ○法人市町民税均等割 年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税(地方法人特別税を含む。)は収益事業による所得に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額20,000円 (平成28年度まで年額21,000円) ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税(地方法人特別税を含む。)は公益目的事業以外の収益事業による所得に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額20,000円 (平成28年度まで年額21,000円) ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税(地方法人特別税を含む。)は収益事業による所得に課税
登録免許税	<p>課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主たる事務所の所在地 ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地 ・設立登記は9千円 		非課税	非課税
みなし寄附金		適用なし	<p>適用あり</p> <p>(収益事業に属する資産から、公益目的事業のために支出した金額を寄附金とみなす)</p> <p>損金算入限度額＝公益目的事業の実施に必要な金額又は所得の50%のいずれか多い額</p>	適用なし
寄附を行った者に係る税制	<ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額 (所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%)×0.5 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額 <p>【公益社団法人・公益財団法人・認定(仮認定)NPO法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 ・所得税「寄附金額-2,000円」を所得金額から控除(寄附金控除(所得控除):寄附者の所得金額の40%を限度) 又は「(寄附金額-2,000円)×40%」を所得税額から控除(寄附金特別控除(税額控除):寄附者の所得金額の40%、所得税額の25%を限度)のいずれかを選択(一定要件あり) ・県市町民税 県又は市町の指定された法人への寄附に対し、控除 県民税「(寄附金額-2,000円)×4%」 市町民税「(寄附金額-2,000円)×6%」 ・相続税、譲渡所得等の非課税 (公益目的事業の用に供する財産、相続財産を寄附した場合) ○法人が寄附した場合 一般寄附金の損金算入限度額に加え別枠の限度額あり (所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×0.5 	

*詳細は、課税機関（税務署、県財務事務所、市町税務担当課）にお問い合わせください

特定非営利活動法人（NPO法人）
事務の手引き
令和3年6月発行
磐田市自治市民部地域づくり応援課
〒438-8650
磐田市国府台3番地1
TEL：0538-37-4811
FAX：0538-32-2353
E-mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp